

都道府県別に見た民間被用者の老後生計費問題： 予備的考察

山本 克也

国立社会保障・人口問題研究所 社会保障基礎理論研究部第4室長

【 記 事 情 報 】

掲載誌：年金研究 No.2 pp. 58-85 ISSN 2189-969X

オンライン掲載日：2016年3月30日

掲載ホームページ：<http://www.nensoken.or.jp/nenkinkenkyu/>

論文受理日：2016年1月12日 論文採択日：2016年3月23日

要旨

公的年金関連のデータで都道府県表象可能なものは少ないが、『賃金構造基本統計調査』（以下、賃金センサス）から企業規模別・都道府県別の年金受給額を算出し、年金の地域差問題を予備的に考察した。具体的には民間被用者に着目し、'71、'76、'81、'86、'91に20～24歳であったコーホートの年金受給額を賃金センサスから試算し、これと『全国消費実態調査』平成26年版（以下、全消）から導いた基礎的消費支出を比較する（各コーホートの65歳と85歳）。世帯は夫婦世帯（専業主婦世帯又は共働き世帯）を想定する。

試算の結果、介護ショックが無い場合、どの地域、どの世帯でも、試算年金受給額と基礎的消費支出の差（以下、検証値）は安定的に正值になる。一方、介護ショックがある場合、都道府県・年金額によって検証値がばらつく。最も年金額が少ない専業主婦世帯1（夫は従業員規模10～99人に勤務歴あり）の場合、要介護度5で特別養護老人ホーム（以下、特養）への入所者を出すと、検証値は全都道府県で負ではないが、特養の利用には家賃・食費等の実費も求められるので、特養選択には留保がつく。

'71コーホートの場合では、基本推計でも低位推計でも岩手と新潟の検証値が小さい。また、'91コーホートでは、秋田、新潟、奈良、香川といった地域が基本推計でも低位推計でも小さい検証値を示す。これらの地域は、多床室の特養（介護給付費の他に少なくとも70.2千円が必要）を利用することが不可能である（多床室利用可能といっても、検証値が小さく介護費以外の支出を賄うと、ぎりぎりになる地域は多数ある）。結果として夫が大企業に勤務していた（る）か、夫婦で100-999程度の規模に務めていた（る）かのグループならば、ユニット個室（介護給付費の他に少なくとも112千円が必要）も十分に利用可能である。

ただし、『全消』でも都道府県になるとサンプルサイズが小さくなり、外れ値が多くなる。たまたま、今回の試算設定では大きな外れ値が図3-1で示した'71コーホート（基本推計）の長崎だけであったが、サンプルサイズの問題は個票データを利用しても解消されない。その意味で、地域別の年金分析が未だ蓄積されないのは、データに大きな制約があるからである。

1 はじめに

医療費と比べると、都道府県の公的年金の受給額地域差が論じられることはほとんど無かった。それは、公的年金の代表である厚生年金保険の場合、生涯賃金の平均値が基礎となって年金給付額が裁定されることから、賃金の地域差＝各都道府県の物価・地代等を勘案した地域差であるため、都道府県の経済的実情が反映されたものであり、問題となるような地域差ではないという認識があったものと思われる。後述するように、たしかに厚生年金保険の都道府県別年金額と賃金構造基本統計調査（以下、賃金センサス）の都道府県別賃金を比べると、その構造はよく似ており、年金給付額は賃金の反映であることが分かる。言い換えれば、賃金の動向を見れば、今後の年金給付額が試算可能である。

本稿では、この都道府県別賃金から将来の年金給付額を予測し、世帯構造にも注意しながら、今後における年金給付額の家計に対するインパクトを試算する。試算は2050年まで実施しているが、2025年という年が注目されていることから、2025年を中心に結果を吟味する。2025年という年は団塊の世代が後期高齢者になる年であり、この年を目指して医療・介護分野では、地域包括ケアの個別具体的な計画策定を開始している。厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」（平成26年度）から要介護認定状況を算出すると、要介護認定率は65～69歳で3%、70～74歳は6%、75～79歳は14%、80～84歳は29%、85～89歳は50%、90～94歳は72%、95歳以上は84%となっている。65歳以上の要介護認定率は18%であるが、65～74歳の前期高齢者は4%程度、75歳以上の後期高齢者は31%になる。また、85歳を超えると50%以上になり、90歳以上では70%を超えることになる。この、後期高齢期に公的年金で家計をどの程度支えられるかという問題は、家計自体の問題でもあるし、また、国から見れば生活保護に直結する財政上の大きな問題となる可能性がある。

本稿の構成は以下の通りである。第2節で先行する研究を紹介し、第3節で年金の都道府県地域差の様子を示し、ついで推計方法の説明を行い、第4節で試算結果を示して、第5節で本稿の考察結果を総括する。

2 先行研究

年金の世代間格差に関しては多くの文献があり（最近では鈴木ほか（(2012)））、また、年金制度間の格差に関しては、厚生年金保険と公務員の年金である共済年金制度の一元化問題を取り上げた上村・中嶋（2007）がある。第3号被保険者問題に関しては倉田（2010）があり、非正規雇用者の厚生年金保険適用拡大の問題には山本（2003）がある。一方、加入者自体の属性による格差問題を取り上げたものには、加入者の性別・学歴別で年金額を算定して比較した山本（1994）がある。しかし、年金の地域間格差について触れた文献は管見の限り皆無であるが、本稿第1節で述べたように、年金の地域格差の源泉が賃金であるならば、山本（1994）の発想が本稿に近いものとなる。

他方、本稿で年金の試算を実施する際に基礎となる賃金の都道府県格差に関しては、膨大な先行研究がある。鈴木（2006）では、高賃金の大企業、製造業の立地が間接的に地域内の他の賃金を引き上げ、平均賃金の地域間格差をもたらしているとして、高賃金企業の立地による生産誘発効果や所得効果により、地域の平均賃金の上昇幅は大きく異なると指摘している。また、森川（2010）では、個人レベルでの賃金の分散のうち都道府県間地域

差で説明される部分は 1 割に満たず、大部分は都道府県内の賃金地域差であること、要因分解によれば、賃金水準の高い関東と低い東北や九州の間の名目賃金地域差のうち 7~8 割は観測可能な個人特性および事業所特性並びに物価水準の違いで説明可能であること、そして、市区町村人口密度と賃金の正の関係のうち約半分は労働者特性・事業所特性で説明され、残りの半分のうち 1/3~1/2 は物価水準の違いで説明されること、都道府県別最低賃金を地域別の物価水準で補正・実質化すると、東京は実質最低賃金が最も低いことを見いだしている。ただし、本稿の関心は地域差の原因ではなく、地域差を前提としたら、どのような老後生活が待っているのかを考察するものであるから、これ以上は立ち入らないことにする。

3 年金の都道府県地域差と試算の方法

ここでは年金の都道府県別将来支給額を試算する方法を説明する。『厚生年金保険・国民年金事業年報』¹の都道府県別年金受給者状況（厚生年金保険計（2013）から、各都道府県の年金受給権者の給付額を描くと、図 1 の平均値（厚生年金保険）のようになる。

また、賃金センサスから 1971~2011 年の賃金（決まって支給する賃金・企業規模計・産業計・男女計・年齢計）の平均値をとったものを平均値（賃金）、1971 年に 20~24 歳コーホートにいた者を 2011 年の 60~64 歳コーホートになるまで追跡して得た結果を、平均値（コーホート賃金）として、それぞれ描いている。明らかに、平均値（賃金）と平均値（コーホート賃金）は重なっており、少なくともこの期間の賃金の都道府県地域差は、年別から見てもコーホートから見ても、ほぼ一致していることになる。ここで、上述の平均値（厚生年金保険）を再び見ると、北海道、東北、中国、九州で一部かい離が見られるものの、基本的に平均値（賃金）は平均値（コーホート賃金）と重なっている。『厚生年金保険・国民年金事業年報』と『賃金センサス』というデータソースが異なっても、求めた指数がほぼ一致することから、厚生年金受給額の地域差は基本的に賃金の地域差で決定されると考えて良いものと思われる。よって、賃金センサスで地域差指数を作成する。

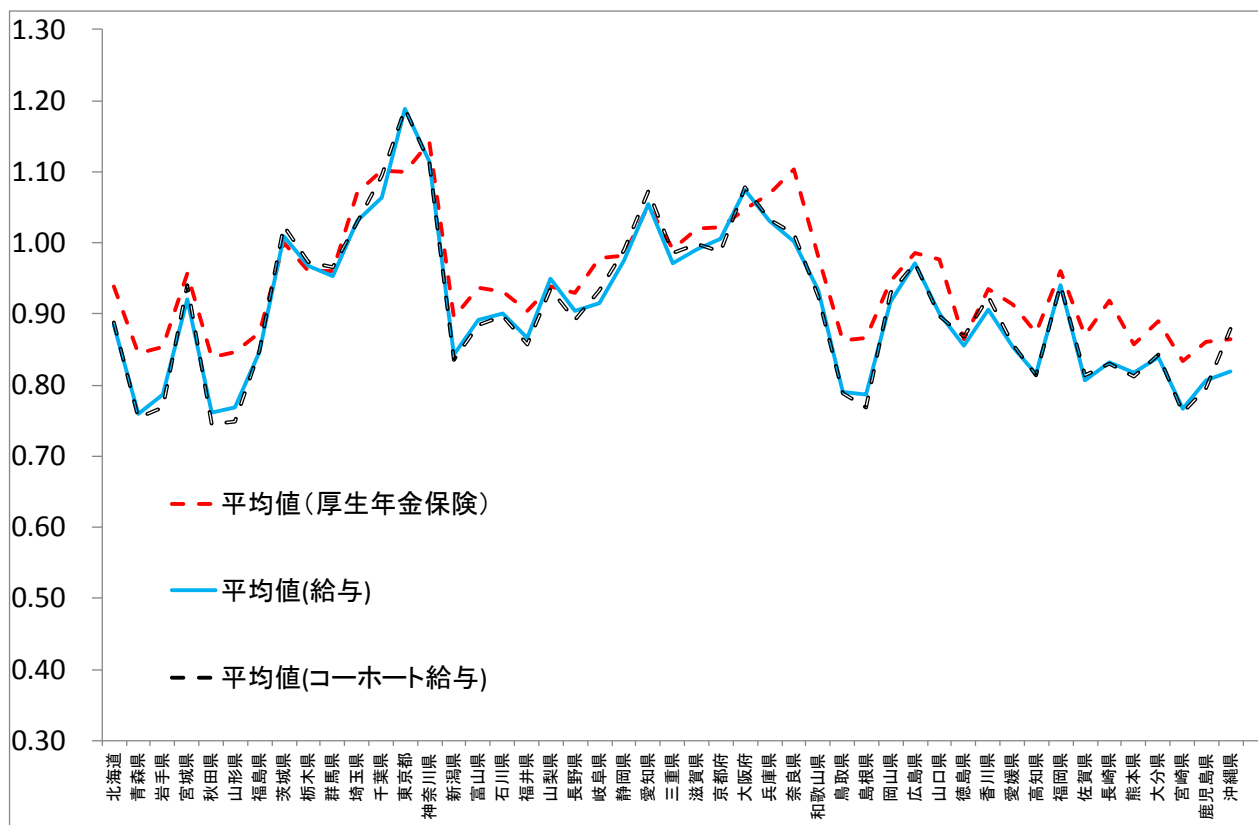
3.1 年金受給額の試算方法

試算の対象は、1971、1976、1981、1986、1991 の 5 年間の 20~24 歳コーホートの夫婦世帯（片働き、共働き）である。年金支給額の推計に関しては、まず賃金を試算する。賃金センサスの実績値（'71~'14）と'15以降の試算値（厚労省の平成 26 年の財政検証で用いられた経済的仮定²）を用い、年金支給額を計算する。'71 の 20~24 歳コーホートは、2012~2016 年に 65 歳になり、1981 年の 20~24 歳コーホートは 2022~2026 年に 65 歳、'86 年の 20~24 歳コーホートは 2027~2031 年に 65 歳になる。厳密には、支給年齢の引き上げに応じての年金受給のパターンは複雑である。例えば 1971 年の 24 歳男性の場合、報酬比例部分は 60 歳から受け取れたが、原則、定額部分は 64 歳になるまでは受け取れなかった。また、1986 年の 24 歳男性は、報酬比例部分も定額部分も 65 歳まで受け取れないことになっている（繰り下げ・繰り上げ支給によって受給額は変化する）が、ここでは、すべてのコーホートに関して 65 歳時点（どのコーホートでも報酬比例部分も定額部分も受給

¹ 2008 年までは旧社会保険庁が発刊していたが、現在では厚労省がネット上に公開している。

² 本稿で用いた諸前提は、平成 26 年 6 月 3 日第 21 回社会保障審議会年金部会資料 1-1 (pp.3-5) に完全に従う（巻末に付表として経済的仮定の抜粋を示しておく）。

図1 都道府県の賃金と年金（全国平均を1として）



出所) 厚生労働省『厚生年金保険・国民年金事業年報』平成23年
 厚生労働省『賃金構造基本統計調査』昭和46～平成23年、都道府県別・年齢階級別きまって
 支給する現金賃金額、所定内賃金額及び年間賞与その他特別賃金額表

できる)からの年金受給額を考察の対象とする。

総報酬制のもと、厚生年金（報酬比例部分）の年金額算出法は、

$$\begin{aligned} & \{ \text{平成15年3月までの平均標準報酬月額} \times (9.5 \sim 7.125) \div 1,000 \times \text{加入期間} & \text{(式1)} \\ & + \text{平成15年4月からの平均標準報酬額} \times (7.308 \sim 5.481) \div 1,000 \times \text{加入期間} \} \times \text{スライド分}^3 \end{aligned}$$

となっている。また、賃金センサスには各都道府県の賃金の推移に加えて性別・企業規模別⁴（企業規模計、1,000人以上、100～999人、10～99人）の賃金も掲載されているので、こうした区分に従って、以下のように計算する。

1. 1971、1976年の性別・企業規模別の20～24歳コーホートについては40年間の賃金の軌跡がデータとして存在する。そして、賃金の全期間平均値を、再評価係数⁵を利用して算出する。1999年までは、賃金スライドがあったので、これを適用する。賃金スライドは、いずれのコーホートについても適用する。

³ 詳細は、<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/roureinenkin/jukyu-yoken/index.html> 日本年金機構のページを参照のこと。

⁴ 実際には、さらに年齢別で掲載されている。企業規模別で見ると、賃金格差が学歴別データと同様に見てとれるからである。

⁵ <https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/kyotsu/sonota/20150401-01.html>には、日本年金機構の再評価係数が示されている。

2. 1981年の性別・企業規模別の20～24歳コーホートは55歳～59歳までは実績値があるが、60～64歳の実績値が欠落するので、これを1976年コーホートの60～64歳の賃金を実質賃金上昇率(財政検証平成26年版 ケースEとケースH)で伸ばす。以下、1986年のコーホートには55～59歳と60～64歳の賃金を上述と同じ方法で補完する。2014年の財政検証では経済的仮定は8種類あり、いわゆる中位の仮定はE、低位の仮定にはHがある。今後、経済的仮定Eを用いた試算結果を基本推計と呼び、経済的仮定Hを用いている場合は、低位推計と呼ぶことにする(付録の付表1に用いた賃金と物価の上昇率を示してある)。
3. 1.および2.で求めた平均賃金 \div 平均標準報酬月額、平均標準報酬額を式1に代入して(式1の第2項で使用する平均標準報酬額でのボーナスの額は年間賃金の0.3とする)年金支給額を決定する。年金額決定のもう一つの重要な要素である加入期間については、2011年の男性431か月、女性304か月を用いる(試算される平均標準報酬月額や平均標準報酬額と同様に、加入月数も都道府県別で差があるものと思われる。また、将来は若干、伸びると考えられるが、加入期間の検討は今後の課題とする)。なお、基本推計の報酬比例部分のマクロ経済スライド⁶による調整は2020年まで続き、定額部分は2043年まで続く(低位推計の場合は、報酬比例部分・定額部分ともに本稿の試算期間を通して続く)。
4. 以上のようにして求められる全国の値を、地域差指数1(賃金センサスを利用し、都道府県別・企業規模別・性別に1971年の20～24歳コーホートを追跡して得られた値を、全国を1として基準化したもの)を47都道府県に当てはめて、都道府県別の報酬比例部分・定額部分が計算される。また、1971年の20～24歳コーホートの持つ地域差が今後も継続されるものとして試算はなされている。
5. 妻の基礎年金に関しては、2011年の受給者年度末の平均値、51,113円が物価で改定されて行くと仮定している(調整は、基本推計の場合は2043年まで、低位推計の場合は試算期間全部を通じる)。また、厚生年金保険・国民年金事業年報の都道府県別老齢年金給付状況から地域差指数2を算出し(地域差指数1と同様に全国平均の基礎年金の受給額の値を1として、基準化したもの)、これが今後とも変わらないと仮定して都道府県別の妻の基礎年金の値を導いている。
6. 比較対象として利用したのは、平成26年『全国消費実態調査』の都道府県別・公的年金・恩給受給額階級・企業年金・個人年金受給額階級別1世帯当たり1か月間の支出の主な年間収入の種類が公的年金・恩給である世帯表である。なお、基礎的消費支出としては果物、菓子類、飲料、酒類、外食を除いた食費、住居費、保健・医療費、交通・通信費のうち通信費を足しあげたものとした⁷。

なお、ここで試算された受給額の試算値を、試算年金受給額と呼ぶことにする。また、本試算では制度間移動の問題(公務員から民間への移動等)、転職や親会社から子会社への出向等は考慮していない(一生、一つの企業に勤務するパターンのみになっている)。前者は試算された年金受給額を過小に評価することになる可能性が有り、後者は過大に評価す

⁶ 2015年の国勢調査の結果で今後は変わるかも知れないが、本稿ではマクロ経済スライドの調整率は0.9としている。

⁷ 基礎的消費か否かは家計調査の収支項目分類及びその内容例示(平成27年(2015年)1月改定)のファイルを利用した。<http://www.stat.go.jp/data/kakei/kou27/reiji27.htm>

ることになる可能性があることに注意が必要である。

3.2 世帯の構成

また、試算で用いられている基礎データについては、配偶者の有無によって導きだされたものではないことに注意を要する。有配偶の男性は無配偶の男性に比べて、勤続年数が長くなる可能性がある。また、夫が大企業に勤めていれば、ダグラス・有沢則に従って、妻は有業から専業を選択してしまうかもしれない。残念ながら、今回はこうした配偶者の有無別のデータを得られなかったので、上記の試算は配偶者の有無にかかわらず適用する。ここでは、いわば単身者の年金受給額から夫婦世帯の年金受給額を作成する方法を説明する⁸。片働き世帯の場合、夫が厚生年金保険に加入し、妻は専業主婦（第3号被保険者）であったと仮定する（専業主婦が企業規模10-99人の夫と世帯を形成した場合を専業主婦1、100-999人の場合を専業主婦2、1000-の場合を専業主婦3とする）。問題は共働き世帯のケースである。

伝統的に、わが国では下方婚（妻が自分より低い学歴の夫を選択すること）を行わないと言われている（近年の女性の高学歴化が男女のマッチングの機会を失わせ、晩婚化・非婚化を招いているとの指摘もある 山田：1996）。したがって、本稿においても下方婚無しのマッチングを実施する。賃金センサスの全国データであれば学歴を取ることが出来るが、都道府県別データでは企業規模で賃金の多寡を測ることしか出来ない。よって、表1の○で示した場合のみに夫婦が成立すると仮定する。すなわち、妻の勤務する企業規模から見て自分と同等か、より大きな規模の企業に勤務する夫とのみ結婚すると仮定する（すなわち、妻から見て、企業規模10-99人の妻が10-99人の夫と世帯を形成する場合を共働き1_1、企業規模10-99人の妻が100-999人の夫と世帯を形成する場合を共働き1_2、…、企業規模1000-人の妻が1000-人の夫と世帯を形成する場合を共働き3とする）。厳密には、賃金センサスのデータは事業所の所在地ベースなので、夫婦のマッチングだけで47の2乗の組み合わせが成立するが、今回は同一都道府県内でのみ婚姻している者を対象とする。

次に問題になるのは、妻の年金額の設定である。平成26年財政検証では、専業主婦世帯の場合は基礎年金が夫婦で同じとして取り扱っている。また、共働き世帯の場合も、夫婦で報酬比例+基礎年金が同じとして議論されている⁹。本稿においても、専業主婦世帯の場合は平成26年財政検証に従い、共働き世帯の場合は表1に従って、男女の年金受給額の試算値を組み合わせる世帯を構成する。

⁸ 実際、専業主婦は減少の一途である。総務省「労働力調査」詳細集計によると、1980年には1,114万世帯だった専業主婦世帯が、2014年には720万世帯に減少し、反対に共働き世帯は614万世帯（1980年）から1,077万世帯に増加している（逆転したのは1990年代半ば）。

⁹ <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/zaisei-kensyo/> 厚労省 平成26年財政検証ホームページ 平成26年財政検証関連資料.pdf

表1 世帯属性のマッチングパターン

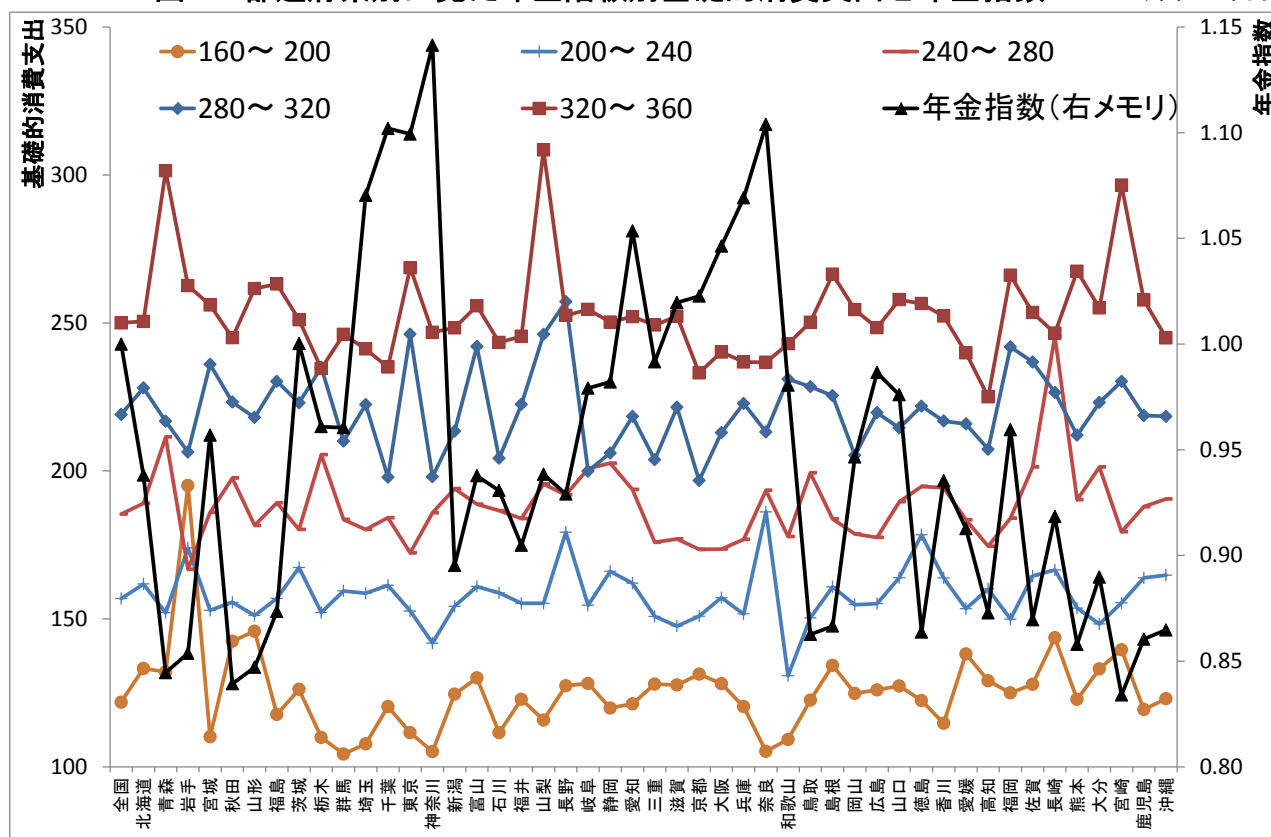
		夫の企業規模		
		10-99	100-999	1000+
妻の企業規模	10-99	○	○	○
	10-999	×	○	○
	1000+	×	×	○

3.3 比較対象とする基礎的消費支出について

試算年金受給額と比較するのは平成26(2014)年『全国消費実態調査』(都道府県別・公的年金・恩給受給額階級・企業年金・個人年金受給額階級別1世帯当たり1か月間の支出の主な年間収入の種類が公的年金・恩給である世帯表)から得られる基礎的消費支出であることは既に述べた。公的年金・恩給受給額階級を勘案し、試算値年金受給額に対応する基礎的消費支出を抽出して試算年金受給額と比較する。

図2 都道府県別に見た年金階級別基礎的消費支出と年金指数

(単位:千円)



出所) 総務省『全国消費実態調査』平成26年;都道府県別・公的年金・恩給受給額階級・企業年金・個人年金受給額階級別1世帯当たり1か月間の支出の主な年間収入の種類が公的年金・恩給である世帯表

図 2 に示したのは、2014（平成 26）年における都道府県別公的年金・恩給受給額階級別の基礎的消費支出（実績値）である。年金受給額が上がれば、基礎的消費支出も上がっていくことが分かる。都道府県別データはサンプルが小さいので、かなり凸凹したグラフになる。例えば年金受給額 200～240（千円）の奈良県の値は他と比べて上に飛び出ているし、和歌山県は下に飛び出ている。また、年金額が 240～280（千円）では、長崎県が高い水準にある。試算では経済的仮定を使用して基礎的消費支出の実績値を伸していくしか方法がないので、図 2 をこのまま使用すると凸凹した値が過度に強調されることになる恐れがある（この効果は、低位推計よりも基本推計の方で大きく出てくることになる）。

図 2 の黒い曲線は、図 1 の厚生年金の受給額の都道府県平均値を再掲したものである。この年金指数が基礎的消費支出と同調した動きを見せているのであれば、奈良、和歌山、長崎等の基礎的消費支出の全国平均から大きくかい離した値は問題が少なくなるが、残念ながら図 2 を見る限り基礎的消費の各都道府県の値と年金指数はあまり関係がないように見える。

基礎的消費支出の基礎数の値を補正する方法としては、平均から 2σ 以上かい離した場合には全国平均の値にするといった方法があり得るが、今回は補正を施すことはせずに、試算を実施する。実は、年金受給額についても基礎的消費と全く同じことが言え、例えば鳥取県や島根県の年金受給額は下振れし、広島県は上に振れている。年金受給額についても補正を実施してはいない。

4 試算結果

表 2 には基本推計・都道府県平均値の試算結果を示した。平成 26 年財政検証の仮定を用いているため、試算年金受給額の推移は財政検証と同じである。表 2 の各コーホートを示す‘71、‘76 などの数値の下にある‘12～‘16 や‘17～‘21 等の数字は、それぞれのコーホートが 65 歳になる時期である。現状では支給開始年齢の引き上げの影響で、報酬比例部分と定額部分の年金を受け取れる年齢にばらつきがある。2025 年に男性が、また 2030 年には女性が定額部分・報酬比例部分が共に 65 歳支給になるので、65 歳という年齢を設定した（繰り上げ、繰り下げは考慮に入れていない）。

また、黒色の文字は世帯構成別の試算年金受給額を示し、水色の文字は代替率を示す。なお、代替率は第 21 回社会保障審議会年金部会（平成 26 年 6 月 3 日）資料 1-1 の pp.25-26 にあるように、賃金水準別で示してある。代替率の性質として年金給付額が高い場合、代替率の方は低くなる。最も代替率が高いのは専業主婦 1（妻が専業主婦、夫が 10～99 人規模の企業勤務）の世帯で、‘71 のコーホートの 0.65 である。この世帯パターンも後年になると代替率が低下していき、‘91 コーホートでは 0.52、13 ポイントの低下であると試算される。

一方、最も低いのは‘91 のコーホートの共働き 3（夫婦ともに 1000 人以上の大企業勤務）の 0.36 あるが、これは‘71 コーホートから見れば 4 ポイントの低下に過ぎない。上述したように、代替率は高年金者の方が低い、代替率の低下率は低年金者の方が高くなる。これは、基礎年金のウェイトが低年金者ほど高く、かつ、基礎年金の低下率が著しいことによる（現状の年金政策の最大の欠陥である）。

表 2 基本推計 年金受給額の試算と代替率（2014 年価格）

（単位：千円）

	夫の勤務した企業規模	'71	'76	'81	'86	'91
		年金裁定時期				
		'12~'16	'17~'21	'22~'26	'27~'31	'32~'36
専業主婦1	10-99	223	229	245	260	269
専業主婦2	100-999	232	240	257	273	284
専業主婦3	1000-	280	293	316	330	358
共働き1_1	10-99	245	255	276	296	312
共働き1_2	100-999	255	265	287	310	327
共働き1_3	1000-	302	318	347	366	401
共働き2_1	100-999	268	280	304	328	348
共働き2_2	1000-	316	333	363	385	422
共働き3	1000-	327	345	377	400	440
専業主婦1	10-99	0.65	0.62	0.60	0.56	0.52
専業主婦2	100-999	0.62	0.60	0.57	0.54	0.50
専業主婦3	1000-	0.53	0.52	0.50	0.47	0.45
共働き1_1	10-99	0.47	0.46	0.44	0.42	0.40
共働き1_2	100-999	0.46	0.45	0.44	0.42	0.40
共働き1_3	1000-	0.43	0.42	0.41	0.39	0.38
共働き2_1	100-999	0.44	0.43	0.41	0.40	0.38
共働き2_2	1000-	0.41	0.41	0.40	0.37	0.37
共働き3	1000-	0.40	0.39	0.38	0.36	0.36

出所) 筆者計算

注) 平成 26 年財政検証 経済的仮定 E

4.1 年金受給額の試算方法

後期高齢者になっても介護保険の認定者にはならなくて済む場合に着目し、最も試算年金受給額が小さい専業主婦 1 の世帯の試算年金受給額(表 2 参照)について検討しよう。'71 コーホートと'91 コーホートの 65 歳時点と 85 歳時点の試算年金受給額と試算年金受給額マイナス基礎的消費支出を図示すると、図 3-1 から図 3-4 のようになる。図では統計でウソをつかないためにスケールを統一したが、かなり見にくいので傾向だけを示すにとどめる(図の元データは、確認出来るように付録として数値を巻末に示した)。

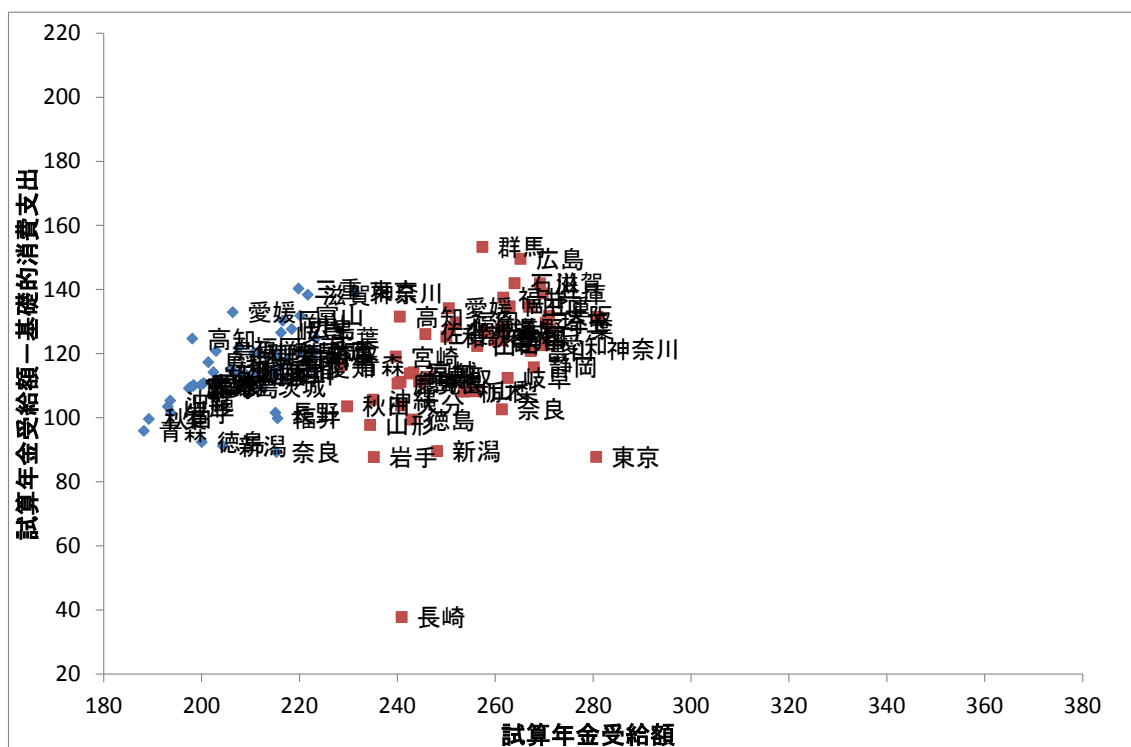
結論から言えば、平均値をみるかぎり、'71 コーホートも'91 コーホートも(基本推計でも低位推計でも)試算年金受給額で基礎的消費支出を賄うことができる。それでも、試算方法の説明で懸念していたことが端的に表れているのが長崎である。図 3-1 の基本推計'71 コーホートの長崎の 65 歳時点と 85 歳時点の試算年金受給額と基礎的消費支出は、

65 歳時点の試算年金受給額 198 千円 → 85 歳時点の試算年金受給額 241 千円

65 歳時点の基礎的消費支出 88 千円 → 85 歳時点の基礎的消費支出 203 千円

となり、これを見ると試算年金受給額の増分に比べて基礎的消費支出の増分が異常に大きい。よって、検証値が非常に小さくなり(65 歳では検証値は 88 千円だが、85 歳時点では 38 千円で 50 千円も低くなる)、図 3-1 の下方にドットが来ることになる。これは、図 2 を補正せず、そのまま反映したことによる(言い換えれば、試算のプログラムが正しく動いている証左でもある)。

図 3-1 基本推計の検証値の散布図（'71 コーホート）



出所) 筆者計算

注) 専業主婦 1、単位は千円、菱形のドットは 65 歳時点、四角のドットは'85 歳時点、表側では検証値＝試算年金受給額－基礎的消費支出としている。

また、図 3-1 の'71 コーホートでは、65 歳時点と比べて 85 歳時点で群馬、広島のプロットがグラフの上方に移っている。群馬の場合、

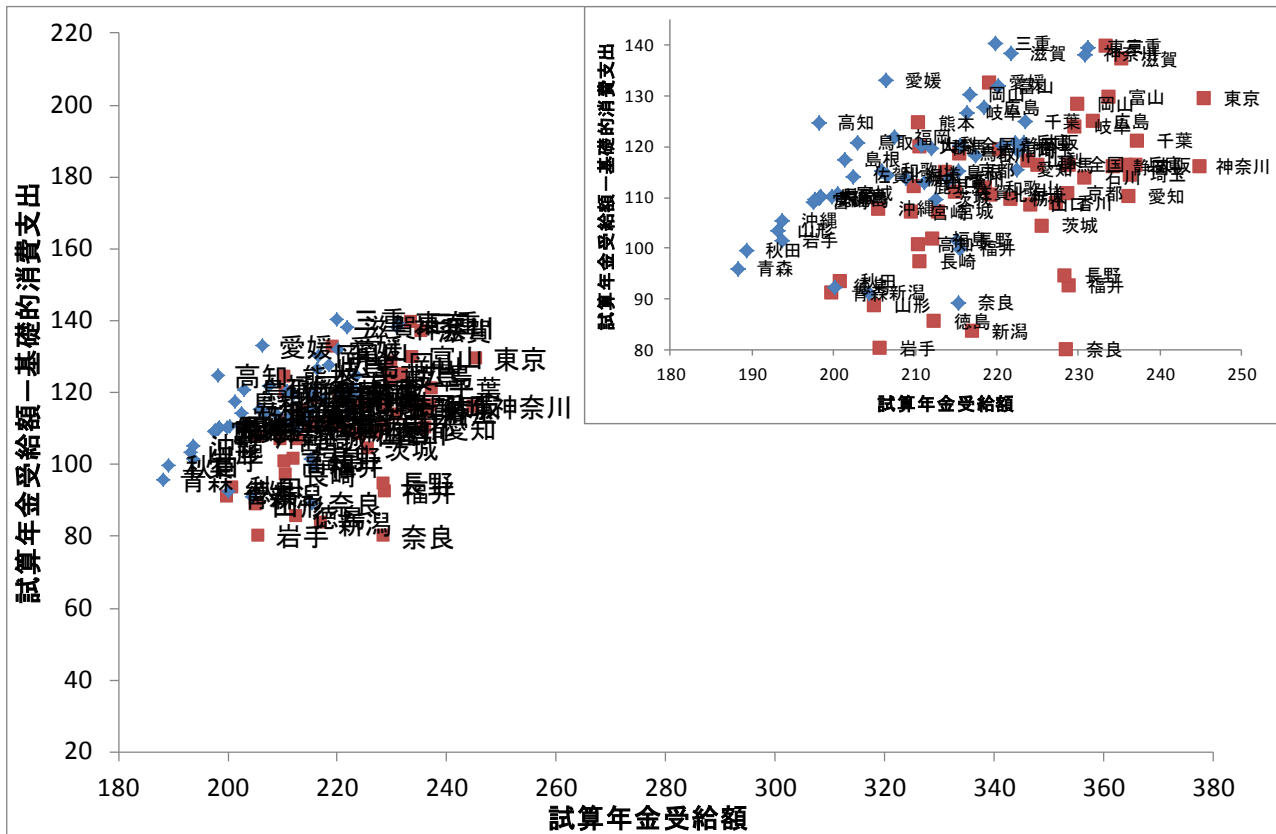
65 歳時点の試算年金受給額 212 千円 → 85 歳時点の試算年金受給額 257 千円
 65 歳時点の基礎的消費支出 92 千円 → 85 歳時点の基礎的消費支出 104 千円

となり、検証値は 120 千円が 153 千円に変わり、33 千円増加している。また、広島の場合も、

65 歳時点の試算年金受給額 218 千円 → 85 歳時点の試算年金受給額 265 千円
 65 歳時点の基礎的消費支出 91 千円 → 85 歳時点の基礎的消費支出 116 千円

となり、検証値は 127 千円が 150 千円に変化し、こちらも 33 千円増加している。都道府県の検証値の平均値が 7 千円の増加に過ぎないので、これら二つの県が上方に目立つ形になっている。

図 3-2 低位推計の検証値の散布図（'71 コーホート）



出所) 筆者計算
 注) 図 3-1 と同じ

一方、物価上昇率等の値が小さい低位推計の場合も、同様なことが起こっている（スケールをドットに合わせたものを図 3-2 の右上に示した）。例えば岩手は、

65 歳時点の試算年金受給額 194 千円 → 85 歳時点の試算年金受給額 212 千円
 65 歳時点の基礎的消費支出 92 千円 → 85 歳時点の基礎的消費支出 129 千円

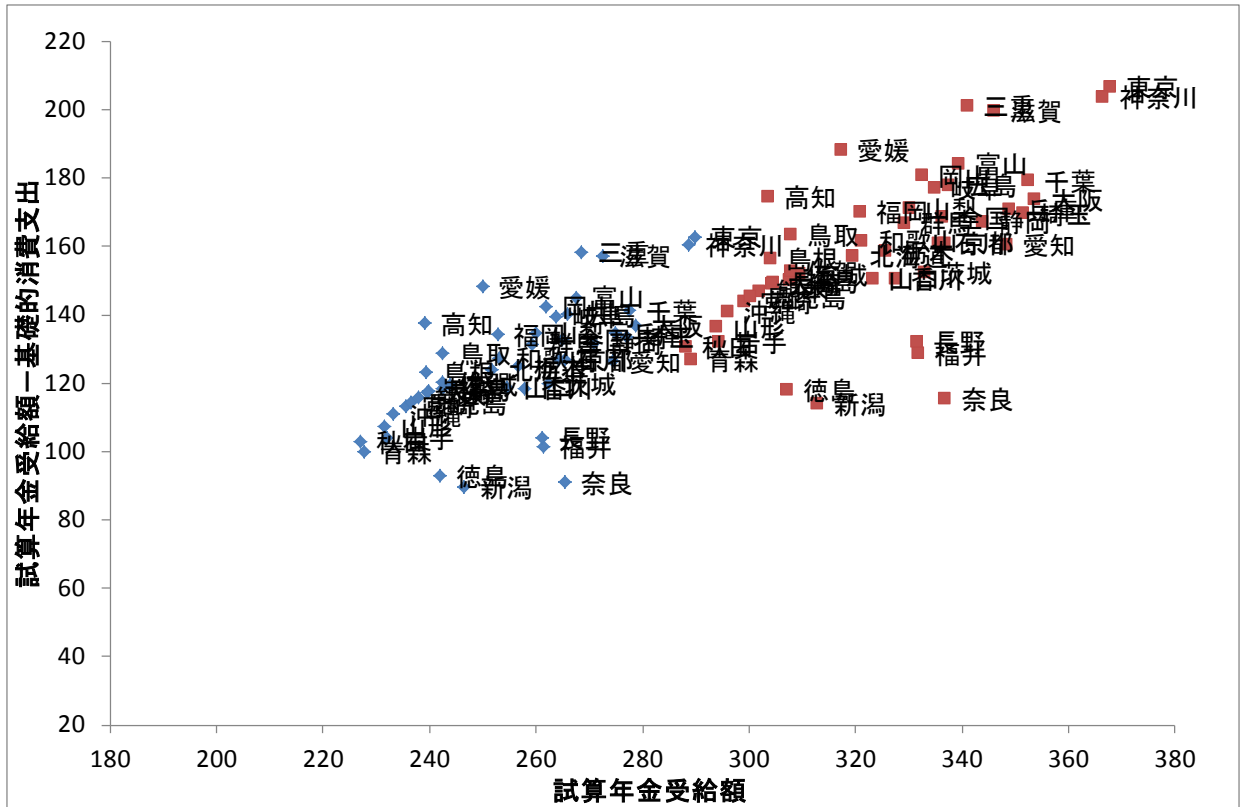
となり、検証値は 92 千円から 83 千円とマイナス 9 千円となる。また奈良は、

65 歳時点の試算年金受給額 215 千円 → 85 歳時点の試算年金受給額 235 千円
 65 歳時点の基礎的消費支出 126 千円 → 85 歳時点の基礎的消費支出 153 千円

となり、検証値は 89 千円から 83 千円とマイナス 6 千円となっている。全国の検証値の平均値が 0 なので、検証値がマイナス方向に変化するという事は、図 3-2 の下方で目立つことになる。

‘91 コーホートの場合は、年金裁定時期が’32～’36 ということで経済的仮定も固定値になっていることが幸いし、基本推計でも外れ値が過度に強調されることはなく、試算年金受給額と基礎的消費支出の関係は比例的になっている。

図 3-3 基本推計の検証値の散布図（'91 コーホート）



出所) 筆者計算
注) 図 3-1 と同じ

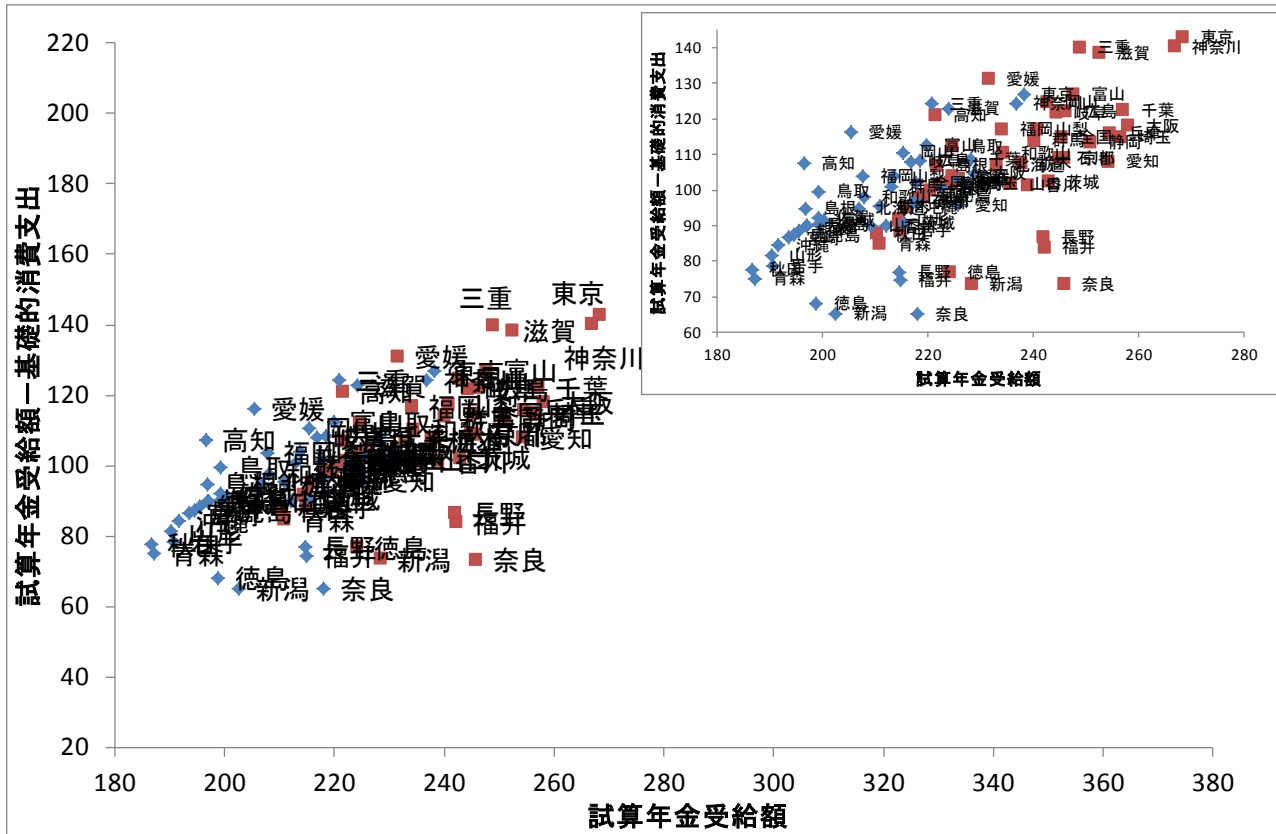
例えば新潟の 65 歳時点と 85 歳時点比べると、

65 歳時点の試算年金受給額 246 千円 → 85 歳時点の試算年金受給額 157 千円
65 歳時点の基礎的消費支出 313 千円 → 85 歳時点の基礎的消費支出 313 千円

で、検証値の値は 90 千円 → 114 千円（変化率 1.27）となっている。東京都についても、

65 歳時点の試算年金受給額 290 千円 → 85 歳時点の試算年金受給額 127 千円
65 歳時点の基礎的消費支出 368 千円 → 85 歳時点の基礎的消費支出 160 千円
から検証値を求めると、163 千円 → 207 千円 であり、変化率はやはり 1.27 となる（試算の構造上、自明である）。

図 3-4 低位推計の検証値の散布図（'91 コーホート）



出所) 筆者計算
注) 図 3-1 と同じ

表 3 '91 コーホートの全国と 5 県の試算値（2014 年価格）（単位：千円）

	基本推計						低位推計					
	'91 コーホート											
	65歳時点			85歳時点			65歳時点			85歳時点		
	試算年金受給額	基礎的消費支出	検証値	試算年金受給額	基礎的消費支出	検証値	試算年金受給額	基礎的消費支出	検証値	試算年金受給額	基礎的消費支出	検証値
全国	265	132	133	336	168	169	218	116	102	245	131	115
新潟	246	157	90	313	199	114	203	137	65	228	155	73
福井	261	160	101	332	203	129	215	140	74	242	158	84
長野	261	157	104	332	200	132	215	138	77	242	155	87
奈良	265	174	91	337	221	115	218	153	65	246	172	73
徳島	242	149	93	307	189	118	199	131	68	224	147	77

出所) 筆者計算
注) 図 3-3 と図 3-4 の元データの抜粋

'91 コーホートの低位推計の場合は、経済的仮定値が小さいので、大きな変化がなく、図は見にくいので、図 3-2 と同様にスケールをドットに合わせたものを図 3-4 の右上に示した。基本推計でも触れたが、検証値が小さい県は新潟・福井・長野・奈良・徳島である。表 3 にこれらの県と全国平均の試算年金受給額と基礎的消費支出、そして検証値を示した。試算年金受給額が高くて、基礎的消費支出が高いと検証値は低くなる。新潟・福井・長野・奈良・徳島は基本推計でも低位推計でも検証値が全国平均よりもかなり小さいことが分かる。よって、図上のドットは下方に存在することになる。なお、これら 5 県の結果が、図 2 の年金受給額と基礎的消費支出の関係をそのまま反映していることは、既に述べた通りである。

4.2 夫婦どちらかが特養を利用する場合

次に施設介護を利用する場合を考える。近年では施設介護の利用も厳しく、例えば老人保健施設（老健）・介護療養施設では在宅復帰率で介護報酬が変わるので、施設管理者は可能な限り短期で退所してもらいたいと考える。一方、特養の場合は終の棲家であるので、特別な事情がない限り退所は死亡を意味する。その意味で、家計に介護ショックがあった場合を、移動がない特養の場合で検討する。もちろん、特養にたどり着くまでの経路もモデル化したいところである。しかし、特養の入所順番待ちの間、老健・介護療養施設を渡り歩くというパターンがあることは知られてはいるが、本人・家族の状態によって入所待ちの時間はまちまちで、かつ、複数の特養に順番待ちを掛けることから正確な待ちパターン毎の時間は分からない（二木：1998、山本・杉田：2008）。よって、85歳で特養に入所出来たと仮定している（85歳になった時点で、脳出血や脳梗塞等の脳血管疾患によって半身不随になった場合を想起されると良い）。

表4 主な介護サービスの受給者1人あたり費用額（単位：千円）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
居宅サービス	79	105	150	182	221
地域密着型	178	211	241	255	267
特別養護老人ホーム	215	211	241	255	267
介護保健施設サービス	251	267	287	303	319
介護療養施設サービス	235	269	343	379	405

出所) 厚生労働省「介護給付費等実態調査」平成26年10月 介護サービス受給者数・費用額、要介護状態区分・サービス種類・都道府県別（閲覧 第2表）

施設介護の場合の費用面から言えば、特別養護老人ホームが最も安価で、次いで老人保健施設、介護療養サービスの順である。参考として、表4に主な介護サービスの受給者1人あたり費用額を掲げている。この値の1割が自己負担となる（基礎的消費支出のうちの保健・医療費に計上される）。これに、実際には家賃相当分・食費・水道光熱費、そして、おむつ及び嗜好品などの実費が別途必要になる。

また、表5では、上記の家賃相当分と水道光熱費が居住費、おむつ・嗜好品等が日常生活費としてそれぞれ表現されている。その表5によると、要介護度5の者が多床室の特養に入った場合、介護保険給付の自己負担を支払った上で生じる追加的な支出（嗜好品は除くとしても誤差であろう）は約70,200円、ユニット型個室の場合では約112,000円となっている。なお、基礎的消費支出の値は経済的仮定の物価上昇率で上昇していくが、介護報酬は3年に一度の報酬改定で動いていく。報酬の項目別平均の改定率は、2003年マイナス2.3%、2006年マイナス0.5%、2009年3.0%、2012年1.2%、2015年マイナス2.27%となっており、規則性を見出すのは難しい。よって、本稿においては、介護に関する費用は2014年の値をそのまま使用している（長期的には過小評価になるものと思われる）。

表6には、基本推計と低位推計の71コーホートの85歳時点における試算値と検証値を示した（図3-1～3-4との違いは、検証値＝試算年金受給額－基礎的消費支出－介護給付費自己負担分となっていることである）。併せて、検証値が表5に示した多床室利用の場合の施設サービス費（介護給付費）以外の費用合計分（以下、“さらなる支出”とする）70.2千

表5 特別養護老人ホームにおける1ヶ月の自己負担の目安（要介護度5）

	多床室を利用した場合	ユニット型個室を利用した場合
施設サービス費の1割	約24,500円	約27,000円
居住費	約25,200円(840円/日)	約60,000円(1,970円/日)
食費	約42,000円(1,380円/日)	約42,000円(1,380円/日)
日常生活費	約10,000円(施設により設定されます。)	約10,000円(施設により設定されます。)
施設サービス費(介護給付費)以外の費用合計	約70,200円	約112,000円

出所) 厚生労働省 介護サービス情報公表システム <http://www.kaigokensaku.jp/commentary/fee.html>

円を超えるか否かと、ユニット個室利用の場合の112千円を超えるか否かも示している。表6中の黄色で示した部分は、多床利用もユニット個室利用も、さらなる支出を賄えない場合を示している。基本推計の場合、岩手・東京・新潟・長崎が多床室利用もユニット個室利用もさらなる支出を賄えない地域である。一方、群馬・石川・滋賀・広島は、多床室もユニット個室も利用できるレベルの検証値となっている。表6の基本推計の欄を一見する限り、多床室ならばなんとか賄えそうであるが、よく検討を加えると、そう簡単ではない。

上述のように群馬・石川・滋賀・広島はユニット個室の利用（検証値が112千円以上）が可能であるとした。これら4県の検証値を群馬（126千円）、石川（116千円）、滋賀（116千円）、広島（123千円）と括弧内に示したが、ユニット個室の負担分112千円を支払うと、残金がほとんどないことが分かる。そうすると、多床室を選択して残金は余裕に回した方が得策であろう。この検証値と、さらなる支出を考えた場合、福島（検証値：89千円）、栃木（検証値：81千円）、山梨（検証値：80千円）、岐阜（検証値：84千円）等の地域は、多床室の選択（さらなる支出）でさえも難しいものとなる可能性がある。

もう一つの選択としては、居宅介護サービスの利用である。要介護度別・介護サービス別の1ヶ月あたりの費用を示した表4によると、要介護度5の特養利用料（自己負担26.7千円）と居宅介護サービス利用料（自己負担22.1千円）はそう変わらない。しかし、特養の利用にはさらなる支出が必要であるが、居宅介護サービスには、おむつ等の日常生活費ぐらいしか掛からないことになる（食費のところで、糖尿病食や刻み食等デリバリーを頼むという外部委託の可能性は生じるかもしれない）。ちなみに、要介護度5で居宅介護サービスを利用した場合の結果は、表6と数千円程度しか変わらないことになっている。

低位推計の方は、黄色で塗られる地域に若干の異動があり、東京・長崎が抜けて、代わりに福井・奈良・徳島が入り、岩手・新潟と合わせて5県が、特養の多床室利用もユニット個室利用も不可能な県になる。東京および長崎が改善（東京の検証値は基本推計で68千円だったのが低位推計になると113千円、長崎の場合は、基本推計で9千円だったのが低位推計だと72千円）した原因としては、基本推計と比べて試算年金受給額は低下しているものの、基礎的消費支出も大きく低下していることがあげられる。この結果から言えることは次のようになる。すなわち、

1. 平成26年版の財政検証でも示されている通り、今後、既裁定者にとっても年金額の伸びはあまり期待できず、新規裁定者にとっても年金受給額の金額と伸びは期待できない。

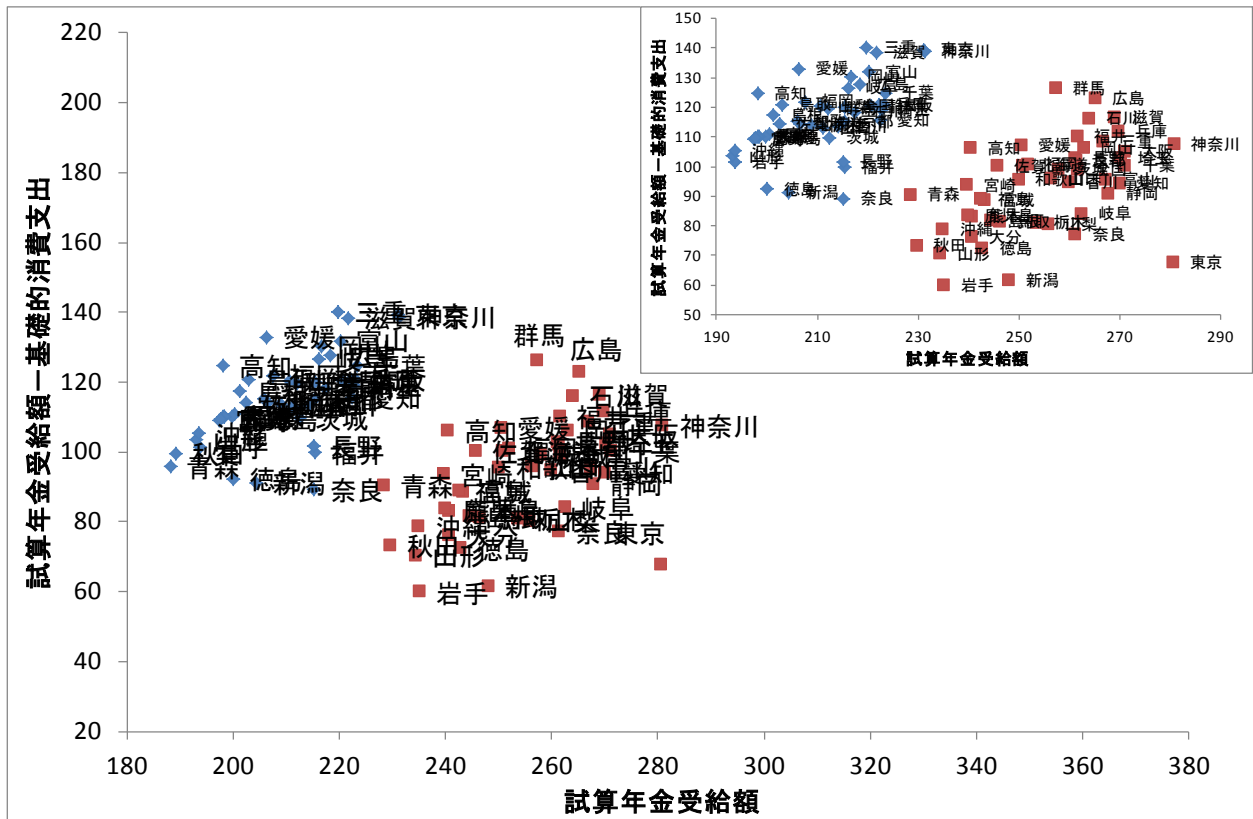
表6 試算値・検証値と特養1ヶ月の自己負担額の関係（‘71コーホート：85歳）単位：千円

	基本推計					低位推計				
	試算年金受給額	基礎的消費支出	検証値	検証値が70.2千円以上	検証値が112千円以上	試算年金受給額	基礎的消費支出	検証値	検証値が70.2千円以上	検証値が112千円以上
全国	262	163	99	●	×	236	142	93	●	×
北海道	251	151	100	●	×	226	140	86	●	×
青森	228	138	90	●	×	206	124	81	●	×
岩手	235	175	60	×	×	212	157	55	×	×
宮城	243	155	89	●	×	219	134	85	●	×
秋田	230	156	73	●	×	207	141	66	×	×
山形	234	164	70	●	×	211	147	64	×	×
福島	243	154	89	●	×	219	139	80	●	×
茨城	258	159	99	●	×	232	153	80	●	×
栃木	254	173	81	●	×	228	143	86	●	×
群馬	257	131	126	●	○	232	139	93	●	×
埼玉	270	168	103	●	×	244	151	93	●	×
千葉	271	171	100	●	×	244	153	91	●	×
東京	281	213	68	×	×	253	140	113	●	○
神奈川	281	173	107	●	×	252	157	95	●	×
新潟	248	186	62	×	×	224	165	58	×	×
富山	267	172	96	●	×	241	154	87	●	×
石川	264	148	116	●	○	238	147	91	●	×
福井	262	151	110	●	×	236	168	68	×	×
山梨	256	176	80	●	×	231	138	93	●	×
長野	261	158	103	●	×	235	163	72	●	×
岐阜	263	178	84	●	×	237	137	99	●	×
静岡	268	177	91	●	×	241	158	83	●	×
愛知	270	176	94	●	×	243	158	85	●	×
三重	267	158	109	●	×	240	142	98	●	×
滋賀	269	153	116	●	○	243	137	105	●	×
京都	261	159	102	●	×	236	144	92	●	×
大阪	271	166	105	●	×	244	149	95	●	×
兵庫	270	158	112	●	×	243	142	101	●	×
奈良	261	184	77	●	×	235	179	57	×	×
和歌山	250	154	96	●	×	225	140	85	●	×
鳥取	246	165	81	●	×	222	131	91	●	×
島根	244	163	82	●	×	220	132	88	●	×
岡山	263	157	106	●	×	237	134	103	●	×
広島	265	142	123	●	○	239	137	102	●	×
山口	256	161	96	●	×	231	146	85	●	×
徳島	243	170	72	●	×	219	158	61	×	×
香川	260	165	95	●	×	234	152	82	●	×
愛媛	251	144	107	●	×	226	116	109	●	×
高知	241	134	106	●	×	217	139	78	●	×
福岡	252	151	101	●	×	227	133	94	●	×
佐賀	246	146	100	●	×	221	133	88	●	×
長崎	241	231	9	×	×	217	145	72	●	×
熊本	241	157	83	●	×	217	117	100	●	×
大分	241	165	76	●	×	217	121	96	●	×
宮崎	240	146	94	●	×	216	131	85	●	×
鹿児島	240	156	84	●	×	216	128	88	●	×
沖縄	235	156	79	●	×	212	128	84	●	×

出所) 筆者計算

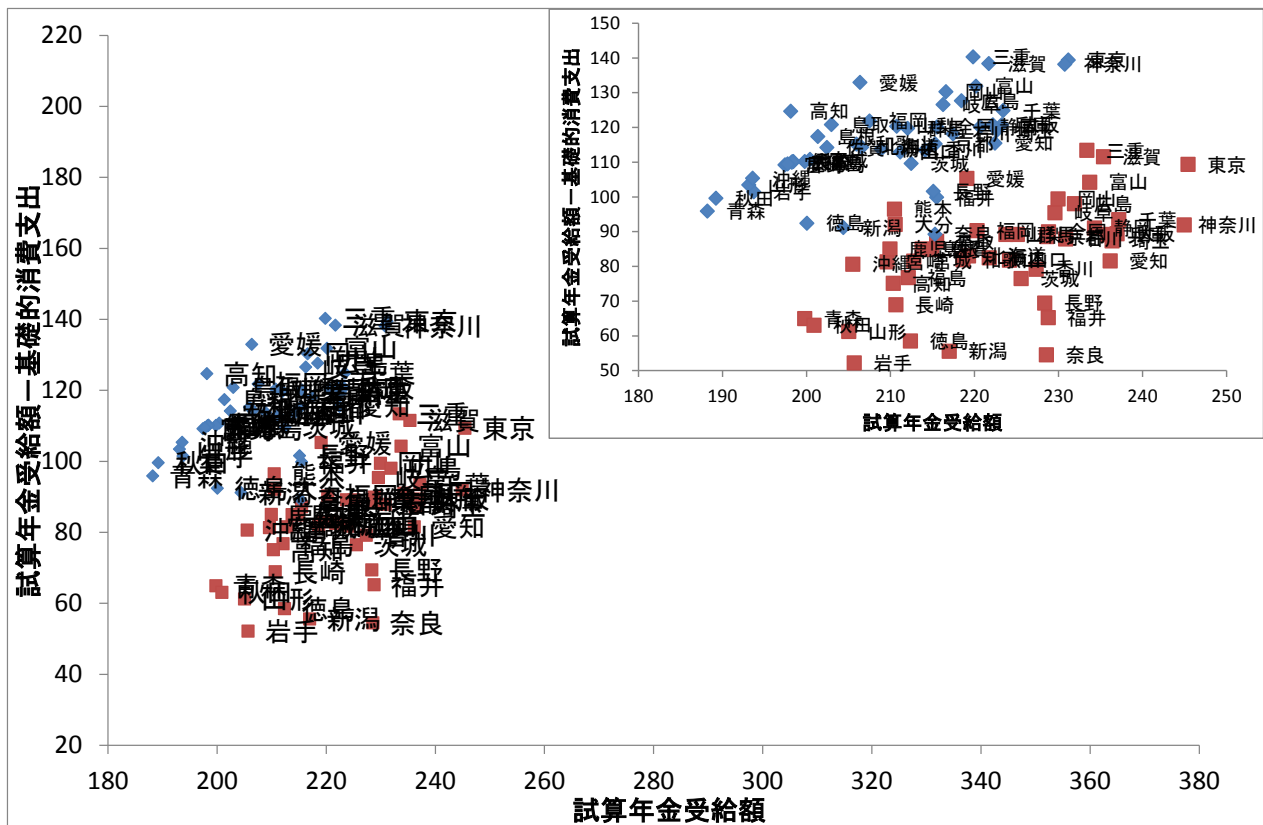
注) 専業主婦1、●は多床室、○はユニット個室がそれぞれ検証値の値以上の場合

図 3-5 基本推計：特養に要介護度 5 で入所の検証値の散布図（‘71 コーホート）



出所) 筆者計算
注) 図 3-1 と同じ

図 3-6 低位推計：特養に要介護度 5 で入所の検証値の散布図（‘71 コーホート）



出所) 筆者計算
注) 図 3-1 と同じ

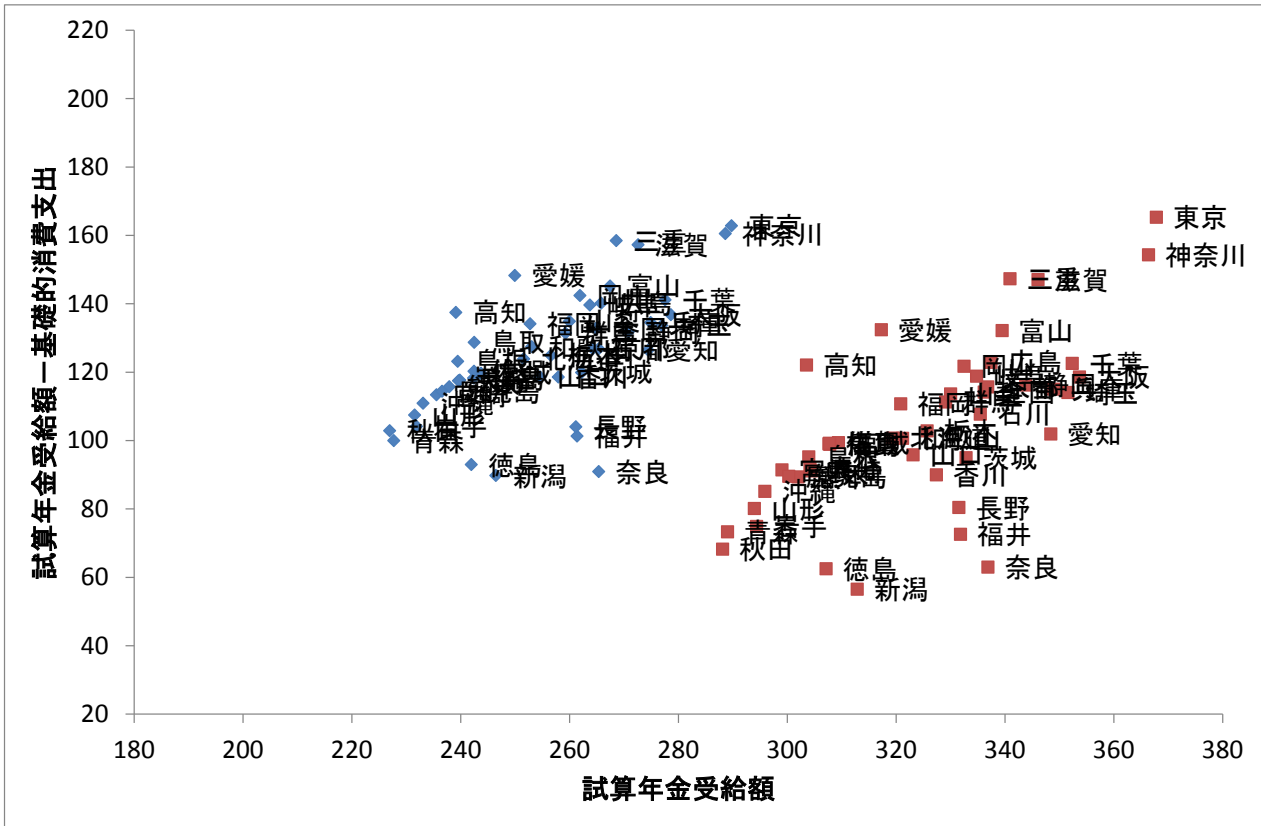
表7 試算値・検証値と特養1ヶ月の自己負担額の関係（'91コーホート：85歳）単位：千円

	基本推計					低位推計				
	試算年金受給額	基礎的消費支出	検証値	検証値が70.2千円以上	検証値が112千円以上	試算年金受給額	基礎的消費支出	検証値	検証値が70.2千円以上	検証値が112千円以上
全国	336	222	114	●	○	245	184	61	×	×
北海道	319	219	101	●	×	233	182	51	×	×
青森	289	216	73	●	×	211	179	32	×	×
岩手	294	219	75	●	×	215	183	32	×	×
宮城	309	210	99	●	×	226	175	51	×	×
秋田	288	220	68	×	×	210	184	26	×	×
山形	294	214	80	●	×	215	178	36	×	×
福島	308	209	99	●	×	225	173	51	×	×
茨城	333	238	95	●	×	243	197	46	×	×
栃木	326	223	103	●	×	238	185	52	×	×
群馬	329	218	111	●	×	240	181	59	×	×
埼玉	352	238	114	●	○	257	197	60	×	×
千葉	352	230	123	●	○	257	191	66	×	×
東京	368	203	165	●	○	268	166	102	●	×
神奈川	366	212	154	●	○	267	176	91	●	×
新潟	313	256	56	×	×	228	212	17	×	×
富山	339	207	132	●	○	248	173	75	●	×
石川	335	228	108	●	×	245	189	56	×	×
福井	332	259	73	●	×	242	214	28	×	×
山梨	330	216	114	●	○	241	181	60	×	×
長野	332	251	80	●	×	242	206	35	×	×
岐阜	335	216	119	●	○	244	181	64	×	×
静岡	344	228	116	●	○	251	188	63	×	×
愛知	348	247	102	●	×	254	204	50	×	×
三重	341	194	147	●	○	249	162	87	●	×
滋賀	346	199	147	●	○	253	166	86	●	×
京都	337	221	116	●	○	246	182	64	×	×
大阪	354	235	119	●	○	258	195	63	×	×
兵庫	349	234	115	●	○	255	194	61	×	×
奈良	337	274	63	×	×	246	224	21	×	×
和歌山	321	221	101	●	×	234	185	50	×	×
鳥取	308	209	99	●	×	225	176	48	×	×
島根	304	209	95	●	×	222	175	46	×	×
岡山	332	211	122	●	○	243	177	66	×	×
広島	337	215	123	●	○	246	179	67	×	×
山口	323	227	96	●	×	236	189	47	×	×
徳島	307	245	62	×	×	224	202	22	×	×
香川	327	237	90	●	×	239	198	41	×	×
愛媛	317	185	132	●	○	232	156	76	●	×
高知	304	182	122	●	○	222	152	69	×	×
福岡	321	210	111	●	×	234	176	58	×	×
佐賀	308	209	99	●	×	225	174	51	×	×
長崎	304	213	91	●	×	222	178	44	×	×
熊本	302	213	89	●	×	220	178	43	×	×
大分	304	212	92	●	×	222	177	45	×	×
宮崎	299	208	91	●	×	218	173	45	×	×
鹿児島	300	211	90	●	×	219	176	43	×	×
沖縄	296	211	85	●	×	216	176	40	×	×

出所) 筆者計算

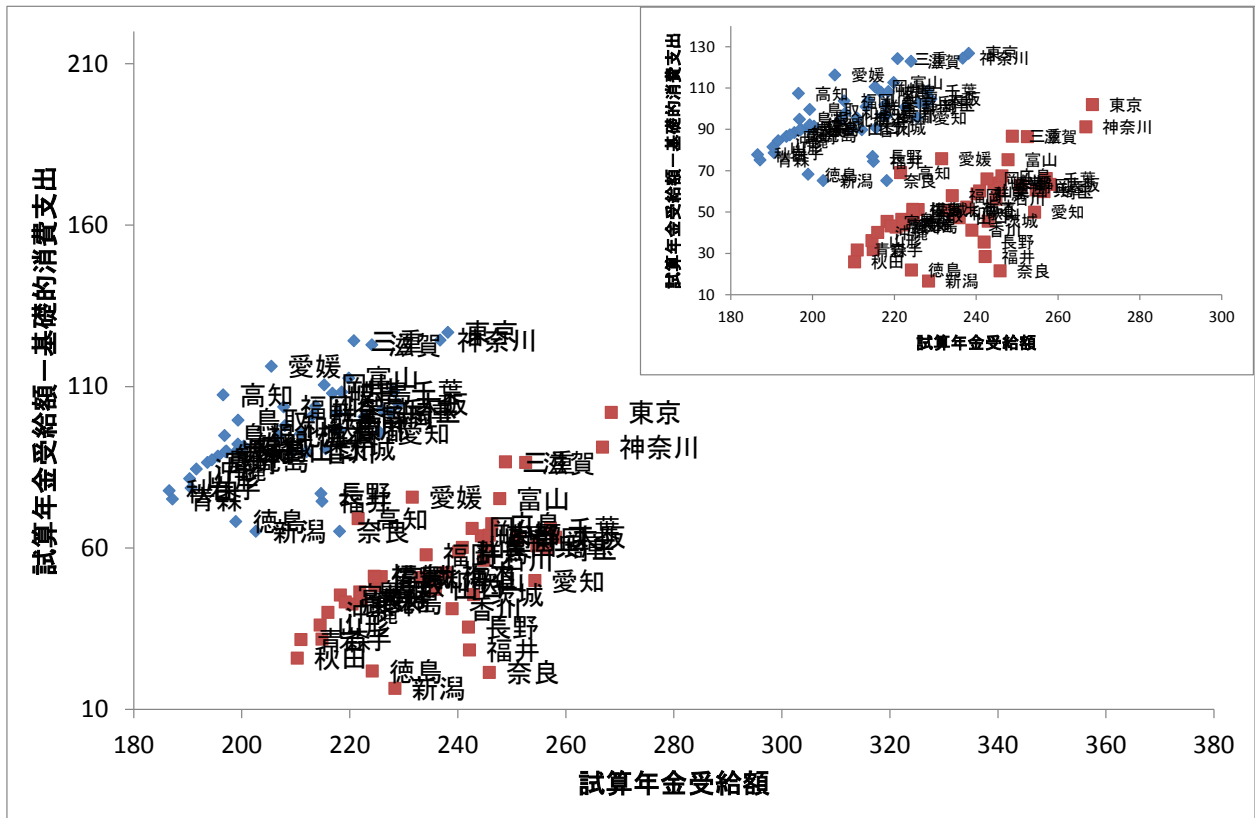
注) 専業主婦1、●は多床室、○はユニット個室がそれぞれ検証値の値以上の場合

図 3-7 基本推計：特養に要介護度 5 で入所の検証値の散布図（'91 コーホート）



出所) 筆者計算
注) 図 3-1 と同じ

図 3-8 低位推計：特養に要介護度 5 で入所の検証値の散布図（'91 コーホート）



出所) 筆者計算
注) 図 3-1 と同じ、この図のみ縦軸の下限が 10 千円

2. そうなると、やはり支出を切り詰めた生活を送ることが、生活防衛の重要なポイントとなる。

以上のことは、基本推計である図 3-5 からも確認出来る。図中の小さい図は、スケールをドットに合わせたものである。図 3-5 を見ても、岩手・東京・新潟・長崎は下方に位置している。また、図 3-6 では、東京が上方に位置していることが確認出来る。

‘91 コーホートの結果は表 7 に示したとおりである。基本推計の場合、秋田・新潟・奈良・徳島が多床室利用でもユニット個室利用でも、さらなる支出を賄えない地域となる。試算年金受給額に占める基礎的消費支出の割合は、秋田（76%）、新潟（82%）、奈良（81%）、徳島（80%）が、全国平均の値 66% に比し突出して高い。検証値から見て特養の多床室利用が可能であるとしても、秋田（検証値：68 千円）、新潟（検証値：56 千円）、奈良（検証値：63 千円）、徳島（検証値：62 千円）となっており、いずれもさらなる支出を賄うことが出来ない。これら 4 県では、試算年金受給額はかなり高い水準にあるが、基礎的消費支出も高いので、さらに介護費用が掛かるとすると（高い貯蓄を保有している蓋然性は高いものと考えられるが）、家計は火の車になる可能性がある。

‘91 コーホートの低位推計は、もっと悲惨な結果であり、とりあえず特養の多床室利用が可能であると思われるのが東京・神奈川・富山・三重・滋賀・愛媛である。東京（検証値：102 千円）、神奈川（検証値：91 千円）、富山（検証値：75 千円）、三重（検証値：87 千円）、滋賀（検証値：86 千円）、愛媛（検証値：76 千円）なので、東京以外は多床室の利用も難しい。

そして、残りの 43 道府県は、ユニット個室はおろか、多床室の利用さえもままならないことになる。生活の切り詰めの必要性を既に述べたが、やはり年金給付額の一定水準は必要であろう。低位の場合、居宅介護サービスの利用にも余裕がない地域がある。要介護度 5 での特養利用の費用が、同じく要介護度 5 での居宅サービス利用と同程度の費用であることも既に述べたが、表 7 の低位推計欄の青森・岩手・秋田・山形・新潟・長野・奈良・徳島は検証値の値が 40 千円を切っている。こうした地域は、居宅介護サービスの利用も厳しいものになる可能性がある。

最後に、他の世帯類型について言及しておく。表 2 に試算年金受給額の基本推計の全国値を示したが、この試算年金受給額の多寡に応じて介護費用を賄える度合いは変化していく。結果として、①専業主婦 1、専業主婦 2、共働き 1_1、共働き 1_2、共働き 2_1、②専業主婦 3 と、③共働き 1_3、共働き 2_2、そして共働き 3 が、一種のグループを構成し、各々が同様な●○×の組み合わせを示す。表 8 に全都道府県が●と○になる共働き 3 の場合を示した。このカップル（グループ③）はユニット個室も十分に選択可能であった。

表8 試算値・検証値と特養1ヶ月の自己負担額の関係（'91コーホート：85歳）単位：千円

	基本推計					低位推計				
	試算年金受給額	基礎的消費支出	検証値	検証値が70.2千円以上	検証値が112千円以上	試算年金受給額	基礎的消費支出	検証値	検証値が70.2千円以上	検証値が112千円以上
全国	685	246	439	●	○	442	203	246	●	○
北海道	630	228	402	●	○	406	190	228	●	○
青森	597	224	373	●	○	385	185	224	●	○
岩手	618	213	405	●	○	399	178	213	●	○
宮城	650	252	398	●	○	419	208	252	●	○
秋田	638	231	407	●	○	411	193	231	●	○
山形	611	226	385	●	○	394	188	226	●	○
福島	632	231	401	●	○	408	191	231	●	○
茨城	681	248	433	●	○	439	205	248	●	○
栃木	657	272	385	●	○	423	224	272	●	○
群馬	653	238	415	●	○	421	197	238	●	○
埼玉	666	249	417	●	○	429	205	249	●	○
千葉	692	236	456	●	○	446	196	236	●	○
東京	750	291	459	●	○	483	236	291	●	○
神奈川	688	252	436	●	○	443	207	252	●	○
新潟	649	240	409	●	○	418	199	240	●	○
富山	635	252	384	●	○	410	207	252	●	○
石川	663	243	420	●	○	428	201	243	●	○
福井	657	234	423	●	○	424	194	234	●	○
山梨	674	313	361	●	○	435	256	313	●	○
長野	654	281	373	●	○	422	230	281	●	○
岐阜	653	205	449	●	○	421	172	205	●	○
静岡	659	214	446	●	○	425	177	214	●	○
愛知	683	252	431	●	○	440	208	252	●	○
三重	669	220	448	●	○	431	183	220	●	○
滋賀	664	252	412	●	○	428	208	252	●	○
京都	684	229	455	●	○	441	188	229	●	○
大阪	694	247	447	●	○	447	204	247	●	○
兵庫	670	240	430	●	○	432	198	240	●	○
奈良	680	241	439	●	○	439	199	241	●	○
和歌山	655	258	397	●	○	422	214	258	●	○
鳥取	636	246	390	●	○	410	205	246	●	○
島根	622	231	391	●	○	401	193	231	●	○
岡山	653	229	424	●	○	422	191	229	●	○
広島	667	246	421	●	○	430	203	246	●	○
山口	643	206	437	●	○	415	172	206	●	○
徳島	655	252	403	●	○	423	208	252	●	○
香川	674	244	430	●	○	435	203	244	●	○
愛媛	626	224	401	●	○	404	187	224	●	○
高知	645	206	439	●	○	416	172	206	●	○
福岡	663	274	389	●	○	427	226	274	●	○
佐賀	636	258	378	●	○	410	212	258	●	○
長崎	650	233	417	●	○	419	194	233	●	○
熊本	642	235	407	●	○	414	196	235	●	○
大分	623	233	389	●	○	402	194	233	●	○
宮崎	609	231	378	●	○	393	191	231	●	○
鹿児島	634	221	414	●	○	409	184	221	●	○
沖縄	686	221	465	●	○	442	184	221	●	○

出所) 筆者計算

注) 共働き3、●は多床室、○はユニット個室がそれぞれ検証値の値以上の場合

5 おわりに

本稿では、賃金の動向が将来の年金額を決定するという厚生年金保険の原則に従って、賃金センサスの動向から将来の年金額を求め、併せて都道府県の地域差問題を検証した。基本的に、年金受給額は高いが基礎的消費支出を抑えた堅実な地域の検証値は大きくなり、生活に余裕が出来る。介護ショックがなければ、いずれの都道府県の年金生活も安泰である。しかし、いったん、世帯の中に要介護者が出ると、その生活は一変する。特に、施設介護の場合、介護保険の給付費以外の費用が問題となる。また、低位推計の場合、世代種別と要介護度によっては、居宅介護ですら、ままならない可能性もある。

そもそも、年金給付水準をどの程度に設定するべきかという問題は、皆年金前夜に議論が多くなされた。1958（昭和33）年に出された社会保障制度審議会の『国民年金制度に関する答申』を読むと、国民年金の給付水準は生活扶助の基準による最低生活の保障を目標とするところである。生活保護制度の改定には一般生活水準の向上に連動した「格差縮小方式」が用いられたが、国民年金の給付水準は5年に1度の「財政再計算」で改定されるのみだったので、国民年金支給額と生活保護給付の差は拡大の一途を辿った。

基礎年金が基礎的消費支出を支える存在であることが明記され始めたのは、「・・・公的年金は老後の所得保障の柱であり、老後の生活のたしかな支えとならなければならない。しかし、公的年金は老後の生活の全部を支えるものではない。（中略）働ける間の稼働収入はもちろんのこと、老後に備えた個人の貯蓄や私的年金、資産収入、それから親族扶養もまた老後の生活を支える重要な手段である。しかも基礎年金は公的年金の全部ではなく、一階部分の年金であり、サラリーマンのみならず自営業者にも共通する年金である。（吉原1987）」とあるように、まさに基礎年金の導入時である。

一方、報酬比例部分の性格は従前所得の保障にあり、したがって、厚生年金保険の給付水準の議論には所得代替率を使用されている。本稿では、厚生年金保険で基礎的支出を賄えるかということを検討しているが、本来は、基礎年金で基礎的支出を賄えるかという議論であったことには注意が必要である。

‘71 コーホートよりも前の世代について、例えば高山・有田（1992a、1992b）では「全国消費実態調査（以下、全消）」の個票データを用いた研究で高齢者家計の潤沢な年金資産を示し、また、税・社会保険料の優遇措置から、70～80年代に架けて蔓延した“高齢者かわいそう論”に一石を投じた。同様に、総務省統計局も2004年の全消を用いた「世帯類型別にみた家計」で、豊かな高齢世帯像を示している（夫60歳以上の夫婦のみ世帯が、他の世帯に比べて教養娯楽サービスや交際費などが多いという結果）。しかし、近年では、有森（2007）や山田（2012）のように、単身・高齢・女性をはじめとして貧困高齢者の存在を示唆する研究もある。

「全消」でも都道府県別データになるとサンプルサイズが小さくなり、外れ値が多くなる。たまたま、今回の試算設定では大きな外れ値は図3-11で示した’71 コーホートの基本推計の長崎だけであったが、サンプルサイズの問題は個票データを利用して解消されない。その意味で、地域別の分析が未だ蓄積されないのは、データに大きな制約があるからであり、そのことを指摘しておきたい。

【謝辞】

本稿は、国立社会保障・人口問題研究所の一般会計プロジェクト「長寿化・高齢化の総合的分析及びそれらが社会保障等の経済社会構造に及ぼす人口学的影響に関する研究（平成26～28年度）」の成果の一部である。平成28年2月19日に公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構で開催された年金研究会における参加者のコメントと助言に感謝する。特に同研究機構の高山憲之研究主幹には本稿の元原稿を改善するために貴重な意見をいくつか賜った。また福山圭一専務理事には年金の計算方法に関する理解を深めるきっかけを頂いた。もちろん、本稿にあり得べき誤り等は筆者のみの責任である。なお、本稿は筆者の見解であり、筆者の所属する機関とは何ら関係が無いことをお断りしておく。

参考文献

- 有森美木（2007）「先進各国の公的年金制度と高齢低所得者対策」『海外社会保障研究』No.158、pp.45-59、国立社会保障・人口問題研究所
- 鈴木英之（2006）「ジニ係数の要因分解手法の検討と地域間賃金地域差への適用」『地域政策研究』Vol.19、日本政策投資銀行
- 鈴木亘・増島稔・白石浩介・森重彰浩（2012）「社会保障を通じた世代別の受益と負担」ESRI Discussion Paper Series No.281、内閣府経済社会総合研究所
- 高山憲之・有田富美子（1992a）「高齢夫婦世帯の所得・消費・資産」『経済研究』第43巻第2号、pp.158-178、一橋大学経済研究所
- 高山憲之・有田富美子（1992b）「高齢単身世帯の所得・消費・資産」『一橋論叢』107（6）、pp. 780-798、一橋大学
- 二木立（1998）『保健・医療・福祉複合体—全国調査と将来予測—』医学書院
- 西村幸満（2011）「生活保障の不安定化に関する分析—「生活費用の担い手」の動態へのアプローチ」『季刊社会保障研究』pp.342-353、国立社会保障・人口問題研究所
- 森川正之（2010）「地域間経済地域差について：実質賃金・幸福度」RIETI ディスカッション・ペーパー、10-J-043、（独）経済産業研究所
- 山田篤裕（2012）「高齢期における所得格差と貧困 脆弱なセーフティネットと勤労所得への依存」橋本俊詔（編著）『格差社会』pp.147-164、ミネルヴァ書房
- 山田昌弘（1996）『結婚の社会学』丸善
- 山本克也（1994）「わが国の人口構造と報酬比例年金の関係」『日本年金学会誌』第14号、pp.23-36、日本年金学会
- （2003）「財政収支から見た短時間労働者の厚生年金保険適用拡大の効果」、『季刊社会保障研究』vol.39、No.3、pp.238-246、国立社会保障・人口問題研究所
- ・杉田知格（2008）「施設サービスの複合化・多機能化—特に経営の観点から—」、『季刊社会保障研究』vol.43、No.4、pp.343-353
- （2010）「厚労省財政検証プログラムを用いた公的年金改革案の提示」『家計経済研究』No.85、56-63、（財）家計経済研究所
- （2012）「実行可能性からみた最低保障年金制度」『生活経済学研究』Vol.35、pp.1-16、生活経済学会
- 吉原健二（1987）『新年金法 61年金改革・解説と資料』全国社会保険協会連合会

【付録】

付表 1 本稿で用いた経済的仮定

	基本推計(経済E)		低位推計(経済H)	
	物価上昇率	賃金上昇率	物価上昇率	賃金上昇率
2008	1.40	-1.89	1.40	-1.89
2009	-1.40	-1.63	-1.40	-1.63
2010	-0.70	0.26	-0.70	0.26
2011	-0.30	0.22	-0.30	0.22
2012	0.00	-0.32	0.00	-0.32
2013	0.40	-0.20	0.40	-0.20
2014	2.60	-1.60	2.60	-1.60
2015	2.70	-0.23	2.30	-0.67
2016	2.70	-0.18	2.00	0.27
2017	2.20	1.36	1.40	1.46
2018	2.00	1.73	1.20	1.56
2019	2.00	1.79	1.20	1.47
2020	2.00	1.94	1.20	1.44
2021	2.00	1.88	1.20	1.26
2022	2.00	2.18	1.20	1.45
2023	2.00	2.11	1.20	1.49
2024	1.20	1.30	0.60	0.70
2025	1.20	1.30	0.60	0.70
2026	1.20	1.30	0.60	0.70
...
2105	1.20	1.30	0.60	0.70
2106	1.20	1.30	0.60	0.70
2107	1.20	1.30	0.60	0.70
2108	1.20	1.30	0.60	0.70
2109	1.20	1.30	0.60	0.70
2110	1.20	1.30	0.60	0.70

出所)「財政検証詳細結果等 (Zip ファイル)」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/zaisei-kensyo/>

付表 2 低位推計：年金受給額の試算と代替率 (2014 年価格)

(単位：千円)

	夫の勤務した 企業規模	'71	'76	'81	'86	'91
		年金裁定時期				
		'12~'16	'17~'21	'22~'26	'27~'31	'32~'36
専業主婦1	10-99	223	223	226	227	216
専業主婦2	100-999	232	234	237	238	228
専業主婦3	1000-	280	284	290	287	289
共働き1_1	10-99	245	247	253	258	252
共働き1_2	100-999	255	257	264	269	265
共働き1_3	1000-	302	308	317	318	325
共働き2_1	100-999	268	271	279	285	282
共働き2_2	1000-	316	322	332	334	343
共働き3	1000-	327	333	345	348	357
専業主婦1	10-99	0.65	0.64	0.61	0.57	0.51
専業主婦2	100-999	0.62	0.61	0.58	0.55	0.49
専業主婦3	1000-	0.53	0.53	0.51	0.47	0.44
共働き1_1	10-99	0.47	0.47	0.45	0.43	0.39
共働き1_2	100-999	0.46	0.46	0.44	0.42	0.39
共働き1_3	1000-	0.43	0.43	0.42	0.39	0.37
共働き2_1	100-999	0.44	0.44	0.42	0.40	0.37
共働き2_2	1000-	0.41	0.41	0.40	0.38	0.36
共働き3	1000-	0.40	0.40	0.39	0.37	0.35

出所) 筆者計算

注) 平成 26 年財政検証 経済的仮定 H

付表3 図3-1及び図3-2の元データ

(単位：千円)

	基本推計						低位推計					
	'71コーホート											
	65歳時点			85歳時点			65歳時点			85歳時点		
	試算年金受給額	基礎的消費支出	検証値	試算年金受給額	基礎的消費支出	検証値	試算年金受給額	基礎的消費支出	検証値	試算年金受給額	基礎的消費支出	検証値
全国	216	95	120	262	136	125	216	95	120	236	116	120
北海道	207	92	114	251	123	128	207	92	114	226	112	114
青森	188	92	96	228	112	116	188	92	96	206	98	108
岩手	194	92	101	235	148	88	194	92	101	212	129	83
宮城	200	90	111	243	129	114	200	90	111	219	109	110
秋田	189	90	100	230	126	104	189	90	100	207	111	96
山形	193	90	103	234	137	98	193	90	103	211	120	91
福島	200	90	110	243	129	114	200	90	110	219	114	105
茨城	212	103	110	258	131	127	212	103	110	232	125	108
栃木	209	95	114	254	145	108	209	95	114	228	115	113
群馬	212	92	120	257	104	153	212	92	120	232	112	120
埼玉	223	104	119	270	141	130	223	104	119	244	123	120
千葉	223	99	125	271	143	128	223	99	125	244	126	119
東京	231	92	139	281	193	88	231	92	139	253	119	133
神奈川	231	93	139	281	149	131	231	93	138	252	133	120
新潟	204	113	91	248	159	90	204	113	91	224	137	86
富山	220	88	132	267	146	121	220	88	132	241	128	112
石川	217	99	118	264	122	142	217	99	118	238	121	117
福井	216	116	100	262	124	137	216	116	100	236	140	95
山梨	211	90	120	256	148	108	211	90	120	231	110	121
長野	215	114	102	261	133	128	215	114	102	235	138	97
岐阜	216	90	127	263	150	112	216	90	127	237	109	128
静岡	221	100	120	268	152	116	221	100	120	241	133	108
愛知	222	107	115	270	147	123	222	107	115	243	129	114
三重	220	80	140	267	132	135	220	80	140	240	116	124
滋賀	222	83	138	269	127	142	222	83	138	243	112	131
京都	215	100	115	261	137	124	215	100	115	236	121	114
大阪	223	102	121	271	139	132	223	102	121	244	122	122
兵庫	222	101	121	270	131	139	222	101	121	243	115	128
奈良	215	126	89	261	159	103	215	126	89	235	153	83
和歌山	206	91	115	250	125	125	206	91	115	225	110	115
鳥取	203	82	121	246	134	113	203	82	121	222	100	122
島根	201	84	117	244	133	111	201	84	117	220	102	118
岡山	217	86	130	263	128	135	217	86	130	237	105	132
広島	218	91	128	265	116	150	218	91	128	239	110	129
山口	211	98	113	256	134	122	211	98	113	231	119	112
徳島	200	108	92	243	143	99	200	108	92	219	131	88
香川	214	101	113	260	136	124	214	101	113	234	122	112
愛媛	206	73	133	251	116	134	206	73	133	226	89	137
高知	198	73	125	241	109	132	198	73	125	217	113	104
福岡	208	86	122	252	122	130	208	86	122	227	104	123
佐賀	202	88	114	246	120	126	202	88	114	221	107	114
長崎	198	88	110	241	203	38	198	88	110	217	117	100
熊本	198	88	110	241	129	111	198	88	110	217	89	128
大分	198	88	110	241	137	104	198	88	110	217	93	124
宮崎	197	88	109	240	121	119	197	88	109	216	106	110
鹿児島	198	88	109	240	129	111	198	88	109	216	101	116
沖縄	194	88	105	235	129	106	194	88	105	212	101	111

出所) 筆者計算

注) 四捨五入の関係で、差の計算結果の表示が異なる場合がある。

付表4 図3-3及び図3-4の元データ

(単位：千円)

	基本推計						低位推計					
	'91コーホート											
	65歳時点			85歳時点			65歳時点			85歳時点		
	試算年 金受給 額	基礎的 消費支 出	検証値	試算年 金受給 額	基礎的 消費支 出	検証値	試算年 金受給 額	基礎的 消費支 出	検証値	試算年 金受給 額	基礎的 消費支 出	検証値
全国	265	132	133	336	168	169	218	116	102	245	131	115
北海道	252	128	124	319	162	157	207	112	95	233	126	107
青森	228	128	100	289	162	127	187	112	75	211	126	85
岩手	232	128	104	294	162	132	191	112	79	215	126	89
宮城	244	124	120	309	158	152	200	109	92	226	123	103
秋田	227	124	103	288	158	131	187	109	78	210	123	88
山形	232	124	107	294	158	136	190	109	82	215	123	92
福島	242	124	118	308	158	150	199	109	90	225	123	102
茨城	262	142	120	333	181	152	216	125	91	243	141	102
栃木	257	132	125	326	167	159	211	115	95	238	130	108
群馬	259	128	131	329	162	167	213	112	101	240	126	114
埼玉	277	143	134	352	182	170	228	126	102	257	142	115
千葉	278	136	141	352	173	179	228	120	109	257	135	122
東京	290	127	163	368	161	207	238	111	127	268	126	143
神奈川	289	128	160	366	163	204	237	112	124	267	127	140
新潟	246	157	90	313	199	114	203	137	65	228	155	73
富山	267	122	145	339	155	184	220	107	113	248	121	127
石川	264	137	127	335	174	161	217	121	97	245	136	109
福井	261	160	101	332	203	129	215	140	74	242	158	84
山梨	260	125	135	330	159	171	214	110	104	241	124	117
長野	261	157	104	332	200	132	215	138	77	242	155	87
岐阜	264	124	140	335	158	177	217	109	108	244	123	122
静岡	271	139	132	344	177	167	223	122	101	251	137	113
愛知	274	148	126	348	188	160	226	130	96	254	146	108
三重	269	110	158	341	140	201	221	97	124	249	109	140
滋賀	273	115	157	346	146	200	224	101	123	253	114	139
京都	265	139	127	337	176	161	218	121	97	246	137	109
大阪	279	142	137	354	180	174	229	124	105	258	140	118
兵庫	275	140	135	349	178	171	226	123	103	255	139	116
奈良	265	174	91	337	221	115	218	153	65	246	172	73
和歌山	253	126	127	321	159	162	208	110	98	234	124	110
鳥取	242	114	129	308	144	163	199	100	100	225	112	112
島根	239	116	123	304	148	156	197	102	95	222	115	107
岡山	262	119	142	332	152	181	215	105	111	243	118	125
広島	266	126	140	337	160	178	219	110	108	246	124	122
山口	255	136	119	323	173	151	209	119	90	236	134	101
徳島	242	149	93	307	189	118	199	131	68	224	147	77
香川	258	139	119	327	177	151	212	122	90	239	138	101
愛媛	250	102	148	317	129	188	205	89	116	232	101	131
高知	239	102	137	304	129	174	197	89	107	222	101	121
福岡	253	119	134	321	151	170	208	104	104	234	117	117
佐賀	242	122	120	308	155	153	199	107	92	225	121	104
長崎	240	122	118	304	155	149	197	107	90	222	121	101
熊本	238	122	116	302	155	147	196	107	88	220	121	100
大分	240	122	117	304	155	149	197	107	90	222	121	101
宮崎	236	122	113	299	155	144	194	107	87	218	121	98
鹿児島	237	122	114	300	155	145	194	107	87	219	121	98
沖縄	233	122	111	296	155	141	192	107	84	216	121	95

出所) 筆者計算

注) 四捨五入の関係で、差の計算結果の表示が異なる場合がある。

付表5 図3-5及び図3-6の元データ

(単位：千円)

	基本推計						低位推計					
	71コーホート											
	65歳時点			85歳時点			65歳時点			85歳時点		
	試算年 金受給 額	基礎的 消費支 出	検証値	試算年 金受給 額	基礎的 消費支 出	検証値	試算年 金受給 額	基礎的 消費支 出	検証値	試算年 金受給 額	基礎的 消費支 出	検証値
全国	216	95	120	262	163	99	216	95	120	236	142	93
北海道	207	92	114	251	151	100	207	92	114	226	140	86
青森	188	92	96	228	138	90	188	92	96	206	124	81
岩手	194	92	101	235	175	60	194	92	101	212	157	55
宮城	200	90	111	243	155	89	200	90	111	219	134	85
秋田	189	90	100	230	156	73	189	90	100	207	141	66
山形	193	90	103	234	164	70	193	90	103	211	147	64
福島	200	90	110	243	154	89	200	90	110	219	139	80
茨城	212	103	110	258	159	99	212	103	110	232	153	80
栃木	209	95	114	254	173	81	209	95	114	228	143	86
群馬	212	92	120	257	131	126	212	92	120	232	139	93
埼玉	223	104	119	270	168	103	223	104	119	244	151	93
千葉	223	99	125	271	171	100	223	99	125	244	153	91
東京	231	92	139	281	213	68	231	92	139	253	140	113
神奈川	231	93	139	281	173	107	231	93	138	252	157	95
新潟	204	113	91	248	186	62	204	113	91	224	165	58
富山	220	88	132	267	172	96	220	88	132	241	154	87
石川	217	99	118	264	148	116	217	99	118	238	147	91
福井	216	116	100	262	151	110	216	116	100	236	168	68
山梨	211	90	120	256	176	80	211	90	120	231	138	93
長野	215	114	102	261	158	103	215	114	102	235	163	72
岐阜	216	90	127	263	178	84	216	90	127	237	137	99
静岡	221	100	120	268	177	91	221	100	120	241	158	83
愛知	222	107	115	270	176	94	222	107	115	243	158	85
三重	220	80	140	267	158	109	220	80	140	240	142	98
滋賀	222	83	138	269	153	116	222	83	138	243	137	105
京都	215	100	115	261	159	102	215	100	115	236	144	92
大阪	223	102	121	271	166	105	223	102	121	244	149	95
兵庫	222	101	121	270	158	112	222	101	121	243	142	101
奈良	215	126	89	261	184	77	215	126	89	235	179	57
和歌山	206	91	115	250	154	96	206	91	115	225	140	85
鳥取	203	82	121	246	165	81	203	82	121	222	131	91
島根	201	84	117	244	163	82	201	84	117	220	132	88
岡山	217	86	130	263	157	106	217	86	130	237	134	103
広島	218	91	128	265	142	123	218	91	128	239	137	102
山口	211	98	113	256	161	96	211	98	113	231	146	85
徳島	200	108	92	243	170	72	200	108	92	219	158	61
香川	214	101	113	260	165	95	214	101	113	234	152	82
愛媛	206	73	133	251	144	107	206	73	133	226	116	109
高知	198	73	125	241	134	106	198	73	125	217	139	78
福岡	208	86	122	252	151	101	208	86	122	227	133	94
佐賀	202	88	114	246	146	100	202	88	114	221	133	88
長崎	198	88	110	241	231	9	198	88	110	217	145	72
熊本	198	88	110	241	157	83	198	88	110	217	117	100
大分	198	88	110	241	165	76	198	88	110	217	121	96
宮崎	197	88	109	240	146	94	197	88	109	216	131	85
鹿児島	198	88	109	240	156	84	198	88	109	216	128	88
沖縄	194	88	105	235	156	79	194	88	105	212	128	84

出所) 筆者計算

注) 四捨五入の関係で、差の計算結果の表示が異なる場合がある。

付表6 図3-7及び図3-8の元データ

(単位：千円)

	基本推計						低位推計					
	'91コーホート											
	65歳時点			85歳時点			65歳時点			85歳時点		
	試算年金受給額	基礎的消費支出	検証値	試算年金受給額	基礎的消費支出	検証値	試算年金受給額	基礎的消費支出	検証値	試算年金受給額	基礎的消費支出	検証値
全国	265	132	133	336	222	114	218	116	102	245	184	61
北海道	252	128	124	319	219	101	207	112	95	233	182	51
青森	228	128	100	289	216	73	187	112	75	211	179	32
岩手	232	128	104	294	219	75	191	112	79	215	183	32
宮城	244	124	120	309	210	99	200	109	92	226	175	51
秋田	227	124	103	288	220	68	187	109	78	210	184	26
山形	232	124	107	294	214	80	190	109	82	215	178	36
福島	242	124	118	308	209	99	199	109	90	225	173	51
茨城	262	142	120	333	238	95	216	125	91	243	197	46
栃木	257	132	125	326	223	103	211	115	95	238	185	52
群馬	259	128	131	329	218	111	213	112	101	240	181	59
埼玉	277	143	134	352	238	114	228	126	102	257	197	60
千葉	278	136	141	352	230	123	228	120	109	257	191	66
東京	290	127	163	368	203	165	238	111	127	268	166	102
神奈川	289	128	160	366	212	154	237	112	124	267	176	91
新潟	246	157	90	313	256	56	203	137	65	228	212	17
富山	267	122	145	339	207	132	220	107	113	248	173	75
石川	264	137	127	335	228	108	217	121	97	245	189	56
福井	261	160	101	332	259	73	215	140	74	242	214	28
山梨	260	125	135	330	216	114	214	110	104	241	181	60
長野	261	157	104	332	251	80	215	138	77	242	206	35
岐阜	264	124	140	335	216	119	217	109	108	244	181	64
静岡	271	139	132	344	228	116	223	122	101	251	188	63
愛知	274	148	126	348	247	102	226	130	96	254	204	50
三重	269	110	158	341	194	147	221	97	124	249	162	87
滋賀	273	115	157	346	199	147	224	101	123	253	166	86
京都	265	139	127	337	221	116	218	121	97	246	182	64
大阪	279	142	137	354	235	119	229	124	105	258	195	63
兵庫	275	140	135	349	234	115	226	123	103	255	194	61
奈良	265	174	91	337	274	63	218	153	65	246	224	21
和歌山	253	126	127	321	221	101	208	110	98	234	185	50
鳥取	242	114	129	308	209	99	199	100	100	225	176	48
島根	239	116	123	304	209	95	197	102	95	222	175	46
岡山	262	119	142	332	211	122	215	105	111	243	177	66
広島	266	126	140	337	215	123	219	110	108	246	179	67
山口	255	136	119	323	227	96	209	119	90	236	189	47
徳島	242	149	93	307	245	62	199	131	68	224	202	22
香川	258	139	119	327	237	90	212	122	90	239	198	41
愛媛	250	102	148	317	185	132	205	89	116	232	156	76
高知	239	102	137	304	182	122	197	89	107	222	152	69
福岡	253	119	134	321	210	111	208	104	104	234	176	58
佐賀	242	122	120	308	209	99	199	107	92	225	174	51
長崎	240	122	118	304	213	91	197	107	90	222	178	44
熊本	238	122	116	302	213	89	196	107	88	220	178	43
大分	240	122	117	304	212	92	197	107	90	222	177	45
宮崎	236	122	113	299	208	91	194	107	87	218	173	45
鹿児島	237	122	114	300	211	90	194	107	87	219	176	43
沖縄	233	122	111	296	211	85	192	107	84	216	176	40

出所) 筆者計算

注) 四捨五入の関係で、差の計算結果の表示が異なる場合がある。